

市川三郷町
第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画

令和3年3月
市川三郷町

目 次

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の策定体制.....	3
第5節 介護保険制度改正の主な内容.....	4
第6節 日常生活圏域の設定	5
第2章 介護保険事業の実施状況と課題	6
第1節 高齢者を取り巻く現状	6
第2節 アンケート調査結果からみる現状	11
第3節 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の評価.....	26
第4節 将来推計結果.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
第1節 基本理念	32
第2節 基本目標	33
第3節 施策体系	34

第2編 各論

第4章 施策の展開	37
基本目標1 健やかに生きがいをもって暮らせるまちづくり.....	37
基本目標2 地域全体で暮らしを支えるまちづくり	48
基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり	57
第5章 介護保険事業の費用と負担	90
第1節 介護保険事業にかかる給付費の見込み.....	90
第2節 保険料額の見込み	93
第6章 計画の推進に向けて	97
第1節 自立支援・重度化防止等の取り組みに関する目標・指標.....	97
第2節 本計画の推進体制	98

資料編

1 市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会等設置要綱 ..	99
2 市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画 策定委員会委員名簿 .	100
3 計画の策定経過	101
4 語句説明	102

第 1 編 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の高齢化は急速に進行しています。『令和2年版高齢社会白書』によると、2019（令和元）年10月1日現在の高齢化率は過去最高の28.4%であるとされています。今後、2025（令和7）年には団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者になり、2040（令和22）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者になることから、高齢化は今後さらに進行していくことが予想されています。これに伴い、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加による介護保険費用の負担増、高齢者のみの世帯の増加による老老介護や孤独死等の増加が懸念されており、ますます増えることが見込まれる高齢者福祉・介護ニーズへの対応が迫られています。

本町においても高齢化の進行がみられ、総人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口が増加を続けています。高齢化率は2020（令和2）年10月1日現在37.6%となっており、国や山梨県を大きく上回っているとともに、今後も上昇を続ける見込みとなっています。

こうした本町の現状を受けて、『市川三郷町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』では、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活への支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めてきました。

このような中、2020（令和2）年以降、現在も世界中で大流行している新型コロナウイルス感染症により、これまでとは異なる「新しい生活様式」での生活を余儀なくされています。また、2020（令和2）年4月に日本で初めて全国に「緊急事態宣言」が発出され、日常生活における感染症対策だけでなく、高齢者福祉や介護保険にかかるサービスや事業についてもその内容に関する見直しや工夫が求められています。

このたび、『市川三郷町第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』の計画期間が2020（令和2）年度をもって満了となることから、本町のこれまでの取り組みを継続しつつ、2025（令和7）年、2040（令和22）年を見据えて、地域包括ケアシステムを一層推進させ、高齢者福祉並びに介護保険事業の基本的な目標・方向性を定め、今後の円滑な介護保険事業の運営を図るとともに、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるまち」の実現を目指して、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする『市川三郷町第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条1項の規定に定める介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8の規定に定める老人（高齢者）福祉計画を一体的に策定するものです。両計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められています。

「市川三郷町第8期介護保険事業計画」は、介護サービスの事業量、保険料及び介護サービスを確保するための方策を定めるものであり、制度の円滑な実施に向けた取り組み内容を定める計画です。

また、「市川三郷町高齢者福祉計画」は、高齢者が安心して生活できるまちづくりに向け、本町が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策の方向及び事業内容を定めるものです。

本計画は、一般に第1号被保険者（65歳以上の人）を対象にした本町の高齢者施策の基本となる計画です。また、特定疾病により介護や支援が必要な場合は、第2号被保険者（40～64歳の人）も対象としています。

なお、本計画は上位計画にあたる『市川三郷町国土強靱化地域計画』や『市川三郷町第2次総合計画』、『市川三郷町第3次地域福祉計画』、他の関連計画等と整合性のある計画として策定します。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間です。

また、本期間は、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025（令和7）年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据え、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間となります。

	～平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)
介護保険事業計画 ・ 高齢者福祉計画	▲団塊の世代が65歳に			第8期計画 (本計画)			団塊の世代が75歳に▲			
	第6期計画		第7期計画				第9期計画			
国土強靱化 地域計画					第1次計画					第2次 計画
総合計画	第1次 計画	第2次計画								
地域福祉計画	第2次計画				第3次計画					第4次 計画

第4節 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

『市川三郷町第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』の策定にあたり、高齢者の生活実態や要望、課題を把握する基礎資料とするために実施しました。

(2) 策定委員会の開催

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、介護保険被保険者、行政関係者等で構成される「市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、必要な事項の検討・審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く求めることを目的に、パブリックコメントを実施しました。

【パブリックコメントの実施期間・方法】

実施期間：2021（令和3）年1月15日～2021（令和3）年1月29日

意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、FAX、電子メール

提出された件数：0件

第5節 介護保険制度改正の主な内容

2020（令和2）年7月31日に開催された全国介護保険担当課長会議にて、今期計画において重要とされる取り組みについて、以下の提示がされました。

（1）2025（令和7）年・2040（令和22）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

- 2025（令和7）年・2040（令和22）年に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定されている
- 介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要
- 介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携した広域的な整備を進めることが必要

（2）地域共生社会の実現

- 地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取り組みが重要

（3）介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 高齢者等が社会で役割を持ち、活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、介護予防・健康づくりの取り組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる

（4）有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者への住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みが進み、その質の確保や、適切にサービス基盤整備することが求められている

（5）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした5つの柱に基づく認知症施策が進んでいる

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

○2025（令和7）年以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、人材確保を都道府県と市町村が連携し、計画的に進める必要がある

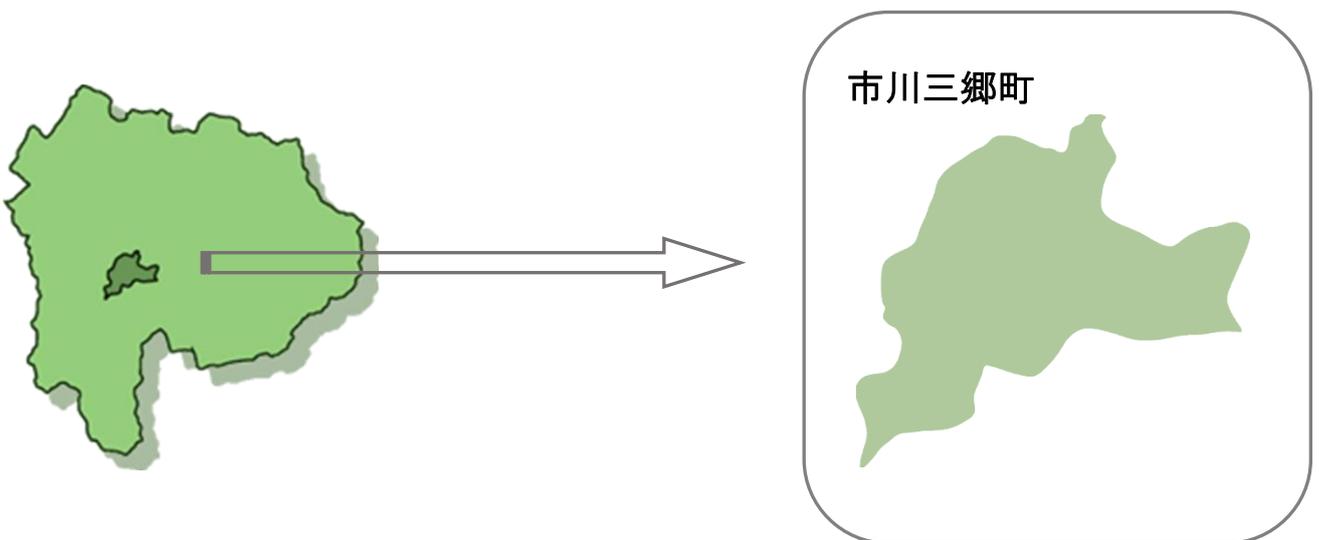
(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえた体制を検討する必要がある

第6節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める圏域であり、基本的には、地域包括支援センターを中心に、交通機関等を利用して30分程度で駆けつけることのできる範囲を日常生活圏域として設定しています。

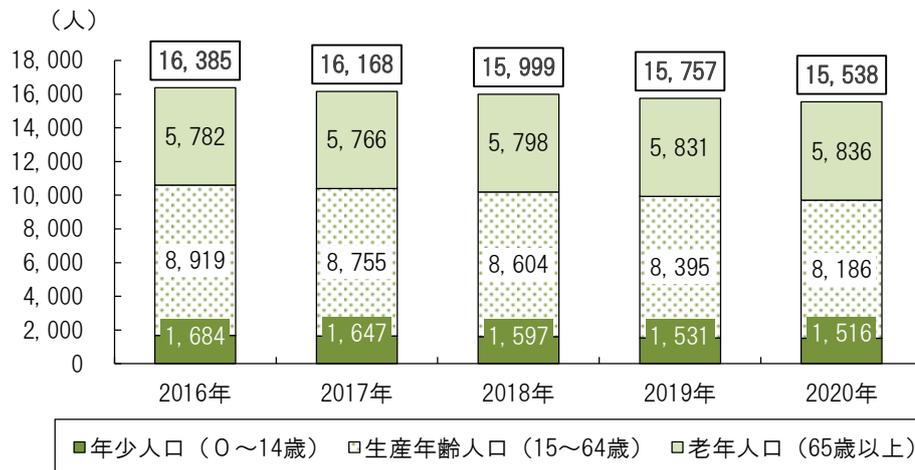
市川三郷町においては、町全体を1つの日常生活圏域として設定しています。



第2章 介護保険事業の実施状況と課題

第1節 高齢者を取り巻く現状

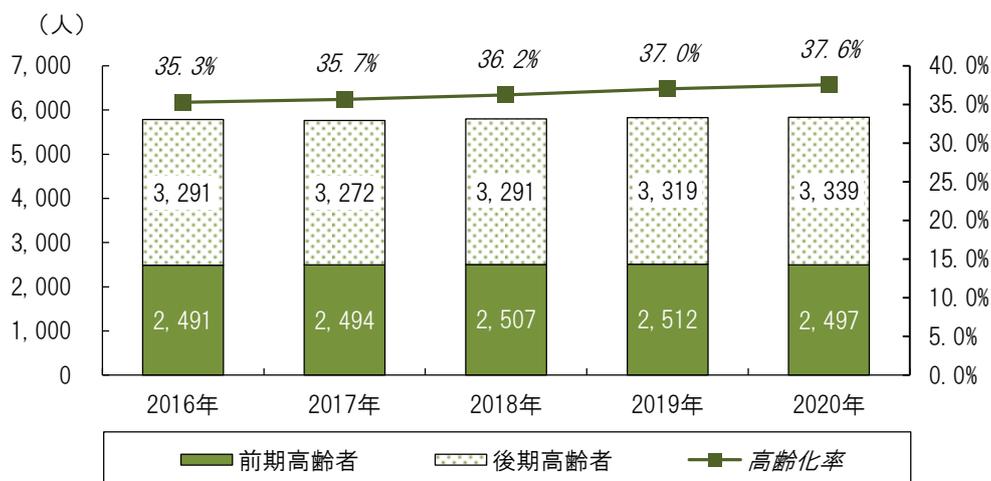
(1) 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

本町の総人口の推移をみると、2016（平成28）年以降減少傾向にあり、2020（令和2）年には15,538人となっています。人口構成別でみると、年少人口、生産年齢人口については減少を続けており、それぞれ1,516人、8,186人となっています。一方、老年人口については2017（平成29）年以降増加傾向にあり、2020（令和2）年には5,836人となっています。

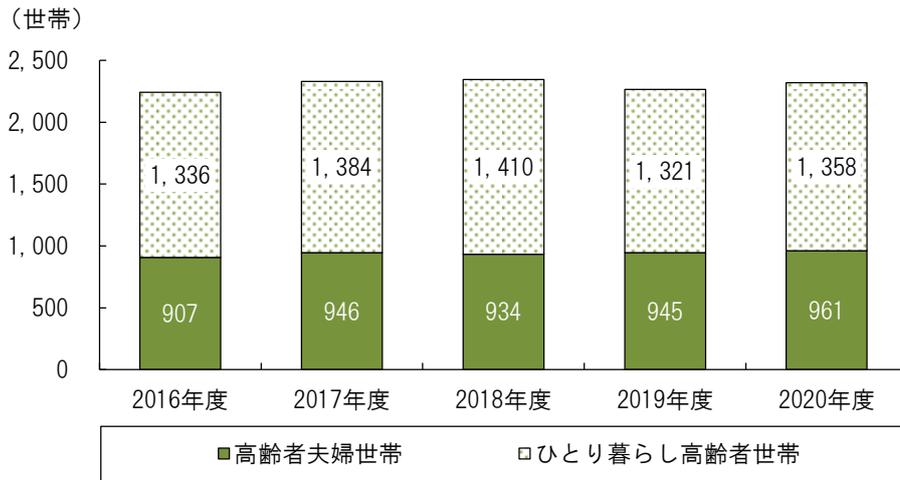
(2) 高齢者数と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

本町の高齢化率（総人口に65歳以上人口が占める割合）の推移をみると、2016（平成28）年以降増加傾向にあり、2020（令和2）年には37.6%となっています。年齢別でみると、前期高齢者は、2020（令和2）年は減少に転じており、後期高齢者は増加傾向にあります。

(3) 高齢者夫婦世帯・ひとり暮らし高齢者世帯の推移

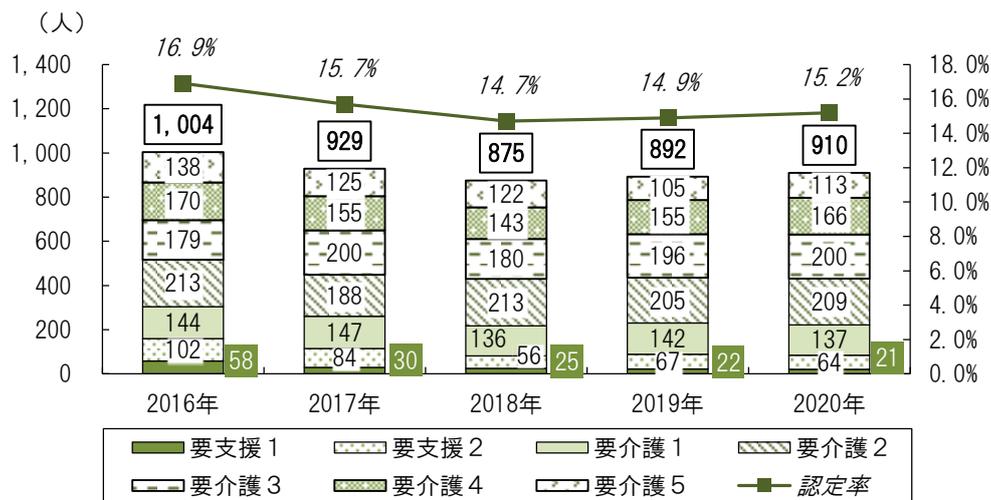


	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	世帯数	構成比								
総世帯数	6,691	100.0%	6,698	100.0%	6,675	100.0%	6,682	100.0%	6,666	100.0%
高齢者夫婦世帯	907	13.6%	946	14.1%	934	14.0%	945	14.1%	961	14.4%
ひとり暮らし高齢者世帯	1,336	20.0%	1,384	20.7%	1,410	21.1%	1,321	19.8%	1,358	20.4%

資料：「高齢者福祉基礎調査」（各年度4月1日現在）

本町の高齢者夫婦世帯・ひとり暮らし高齢者世帯の推移をみると、2016（平成28）年以降増減を繰り返しており、2020（令和2）年度には高齢者夫婦世帯が961世帯、ひとり暮らし高齢者世帯が1,358世帯となっています。

(4) 要支援・要介護認定者数の推移



資料：「介護保険事業報告」（各年9月月報）

※要支援・要介護認定者数は、第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計

本町の要支援・要介護認定者数の推移をみると、2018（平成30）年の875人を境に増加しており、2020（令和2）年には要支援者が85人、要介護者が825人で合計910人となっています。

(5) 介護保険サービスの利用状況

(1) 介護予防給付サービス

介護予防給付サービスの利用状況をみると、介護予防通所リハビリテーションにおいて2018(平成30)年度から2020(令和2)年度まで一貫して実績値が計画値を上回っています。住宅改修においては2020(令和2)年度の実績値が計画値を上回っています。また、介護予防短期入所療養介護については、計画値は見込まれていませんでしたが、2018(平成30)年度から2020(令和2)年度まで一貫して実績があります。

①介護予防サービス(1か月あたり)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防訪問入浴介護(人)	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
介護予防訪問看護(回)	計画値	32.2	32.2	32.2
	実績値	36.4	30.8	30.6
介護予防訪問リハビリテーション(人)	計画値	7	7	7
	実績値	5	5	4
介護予防居宅療養管理指導(人)	計画値	1	1	2
	実績値	1	3	2
介護予防通所リハビリテーション(人)	計画値	11	12	14
	実績値	20	23	25
介護予防短期入所生活介護(日)	計画値	6.4	6.4	6.4
	実績値	11.4	3.3	28.6
介護予防短期入所療養介護(日)	計画値	0.0	0.0	0.0
	実績値	2.8	3.3	11.0
介護予防特定施設入居者生活介護(件)	計画値	0	1	0
	実績値	0	1	0
介護予防福祉用具貸与(件)	計画値	44	44	44
	実績値	37	39	35
特定介護予防福祉用具購入(件)	計画値	1	1	2
	実績値	1	1	1

②地域密着型介護予防サービス(1か月あたり)		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防認知症対応型通所介護(人)	目標値	0	0	0
	実績値	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護(人)	目標値	0	0	0
	実績値	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護(人)	目標値	0	0	0
	実績値	0	0	0

③介護予防住宅改修サービス（1か月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
住宅改修（人）	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	2

④介護予防支援（1か月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護予防支援（人）	計画値	95	100	105
	実績値	59	60	56

資料：「『見える化』システム」（令和2年度実績値は見込値）

（2）介護給付サービス

介護給付サービスの利用状況をみると、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、認知症対応型共同生活介護において2018（平成30）年度から2020（令和2）年度まで一貫して実績値が計画値を上回っています。また、介護老人保健施設においては、2019（令和元）年度以降実績値が伸びて計画値を上回っており、想定以上にニーズが高まっているといえます。

①居住サービス（1か月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護（人）	計画値	139	139	139
	実績値	122	117	114
訪問入浴介護（人）	計画値	9	9	9
	実績値	6	6	6
訪問看護（回）	計画値	483.0	483.0	483.0
	実績値	486.3	489.0	466.7
訪問リハビリテーション（人）	計画値	19	19	19
	実績値	21	22	24
居宅療養管理指導（人）	計画値	24	23	22
	実績値	30	48	66
通所介護（人）	計画値	157	157	157
	実績値	135	141	149
通所リハビリテーション（人）	計画値	116	116	116
	実績値	105	113	104
短期入所生活介護（回）	計画値	1,203.5	1,203.5	1,203.5
	実績値	1,340.8	1,264.3	1,016.1
短期入所療養介護（回）	計画値	129.1	129.1	129.1
	実績値	130.0	103.1	132.0
特定施設入居者生活介護（人）	計画値	2	2	3
	実績値	5	5	2
福祉用具貸与（件）	計画値	262	262	262
	実績値	264	281	300
特定福祉用具購入（件）	計画値	5	5	5
	実績値	5	3	3

②地域密着型サービス（1か月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
夜間対応型訪問介護（人）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
地域密着型通所介護（人）	計画値	161	161	161
	実績値	161	142	132
認知症対応型通所介護（人）	計画値	2	2	2
	実績値	1	1	2
小規模多機能型居宅介護（人）	計画値	3	3	4
	実績値	3	4	3
認知症対応型共同生活介護（人）	計画値	16	16	16
	実績値	17	17	15
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）	計画値	58	58	58
	実績値	29	29	44
看護小規模多機能型居宅介護（人）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

③住宅改修（1か月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
住宅改修（人）	計画値	2	2	2
	実績値	3	2	2

④居宅介護支援（1か月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護支援（人）	計画値	490	492	471
	実績値	472	460	457

⑤施設サービス（1か月あたり）		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設（人）	計画値	93	93	93
	実績値	88	91	89
介護老人保健施設（人）	計画値	133	133	133
	実績値	130	136	152
介護医療院（人）	計画値	1	1	1
	実績値	0	1	0
介護療養型医療施設（人）	計画値	0	0	0
	実績値	0	0	0

資料：「『見える化』システム」（令和2年度実績値は見込値）

第2節 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

【調査目的】

『市川三郷町第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画』の策定にあたり、高齢者の生活実態や要望、課題を把握する基礎資料とするために実施しました。

【調査仕様】

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

調査対象：要介護認定を受けていない65歳以上の人1,100人

調査方法：郵送配布一郵送回収（お礼兼督促状1回発送）

調査期間：2020（令和2）年1月9日～2020（令和2）年1月24日

<在宅介護実態調査>

調査対象：要介護認定を受け、自宅で介護を受けている人468人

調査方法：認定調査員による訪問調査

調査期間：2019（平成31）年2月1日～2020（令和2）年1月31日

【回収結果】

調査種別	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
第1号被保険者 (65歳以上の人)の意向調査	1,100人	853人	850人	77.3%
在宅介護実態調査		468人	466人	

- ・ 回答率（％）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しない場合があります。
- ・ 複数回答可の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・ グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

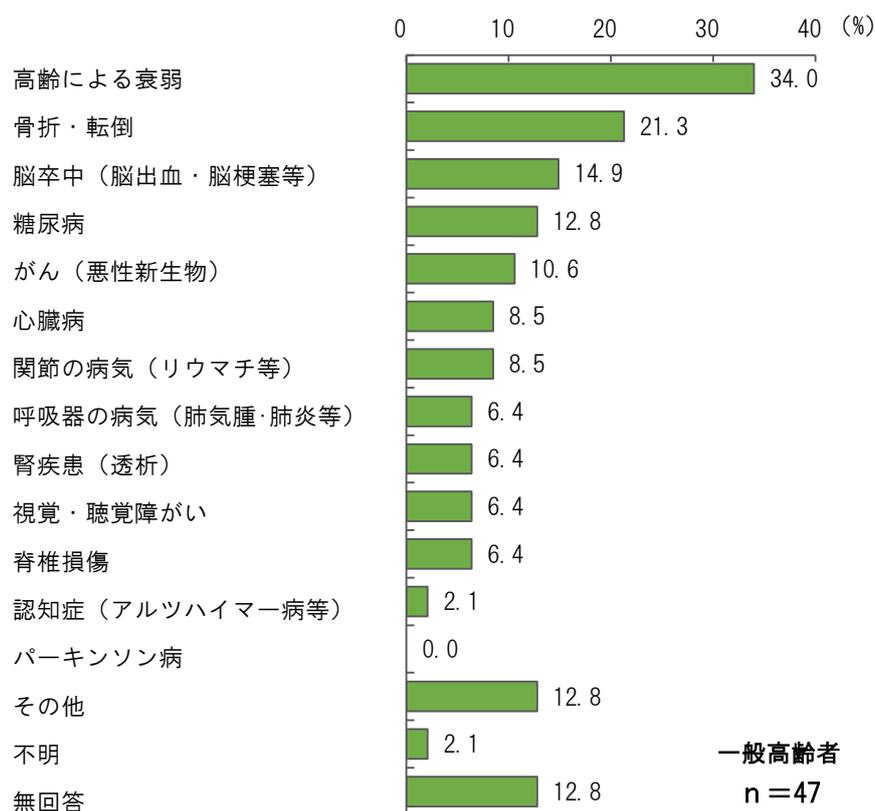
(2) 調査の結果

■第1号被保険者（65歳以上の人）の意向調査（一般高齢者）

【生活状況について】

＜現在何らかの介護を受けている方のみ＞

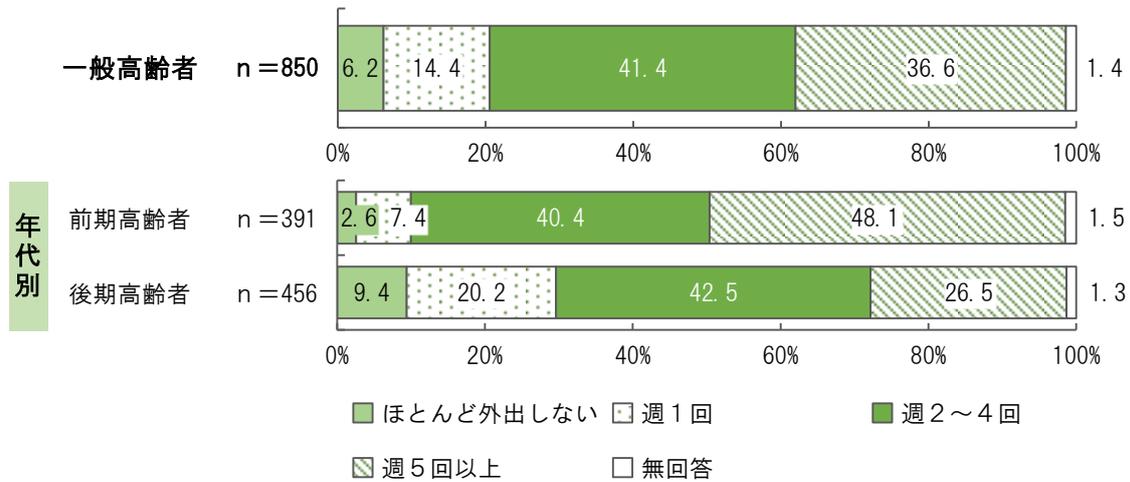
○介護・介助が必要になった主な原因は何ですか。（○はいくつでも）



介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が34.0%と最も多く、次いで「骨折・転倒」が21.3%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が14.9%などとなっています。

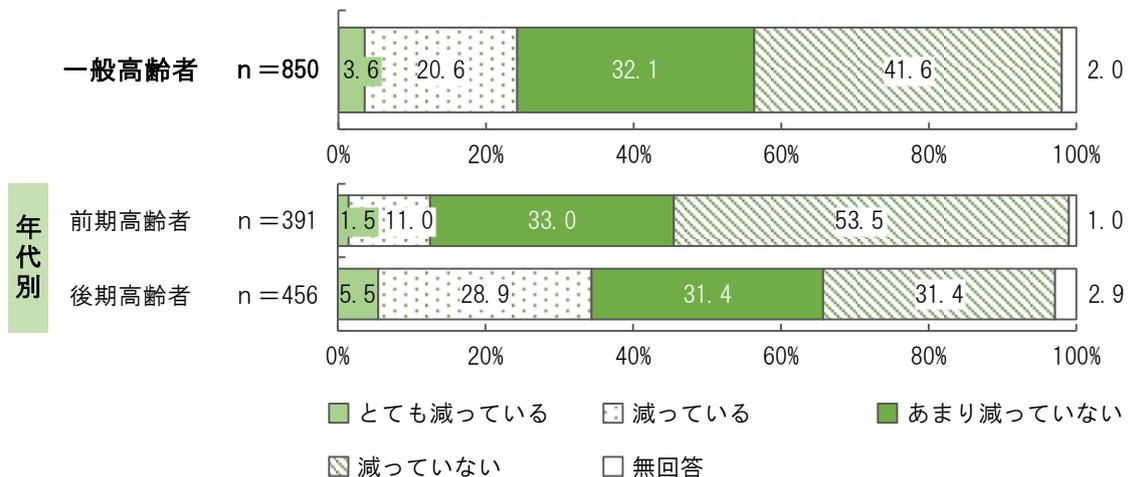
【からだを動かすことについて】

○週に1回以上は外出していますか。(○は1つ)



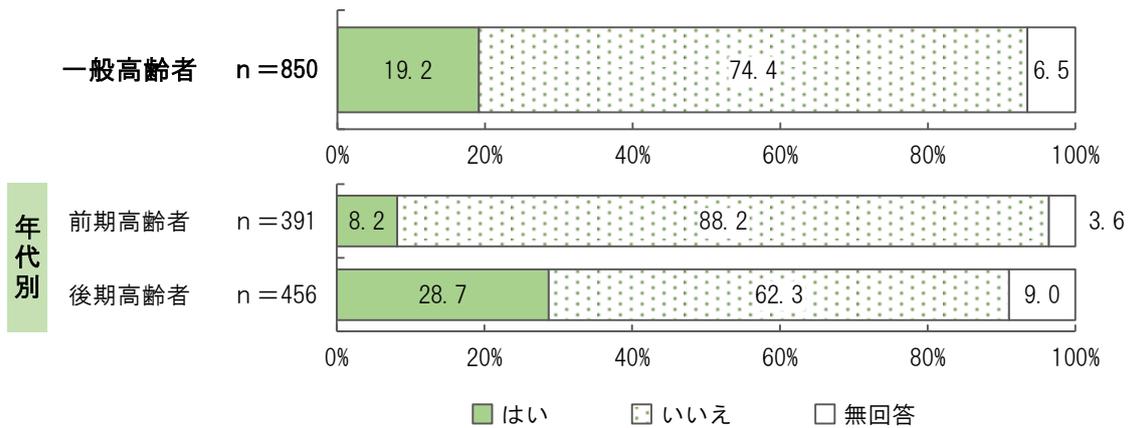
週に1回以上は外出しているかについては、「週2~4回」が41.4%と最も多く、次いで「週5回以上」が36.6%、「週1回」が14.4%などとなっています。
 年代別でみると、前期高齢者において「週5回以上」が48.1%と多くなっています。後期高齢者においては「ほとんど外出しない」「週1回」が多くなっています。

○昨年と比べて外出の回数が減っていますか。(○は1つ)



昨年と比べて外出の回数が減っているかについては、「減っていない」が41.6%と最も多く、次いで「あまり減っていない」が32.1%、「減っている」が20.6%などとなっています。また、「とても減っている」と「減っている」を合わせた『減っている』は24.2%、「あまり減っていない」と「減っていない」を合わせた『減っていない』は73.8%となります。
 年代別でみると、前期高齢者において『減っていない』が86.4%と多くなっています。年齢による体力の低下などもあり、前期高齢者より後期高齢者の方が外出の機会が減少傾向にあります。

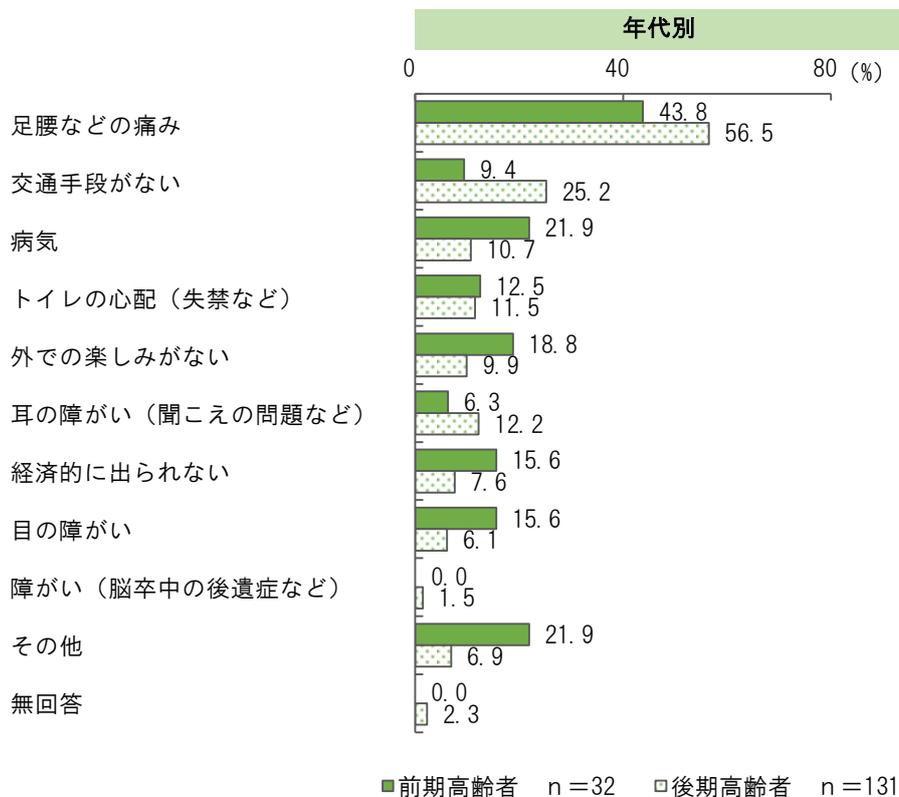
○外出を控えていますか。(○は1つ)



外出を控えているかについては、「はい」が19.2%、「いいえ」が74.4%となっています。年代別でみると、前期高齢者において「いいえ」が88.2%と多くなっています。

<外出を控えている方のみ>

○外出を控えている理由は、次のどれですか。(○はいくつでも)

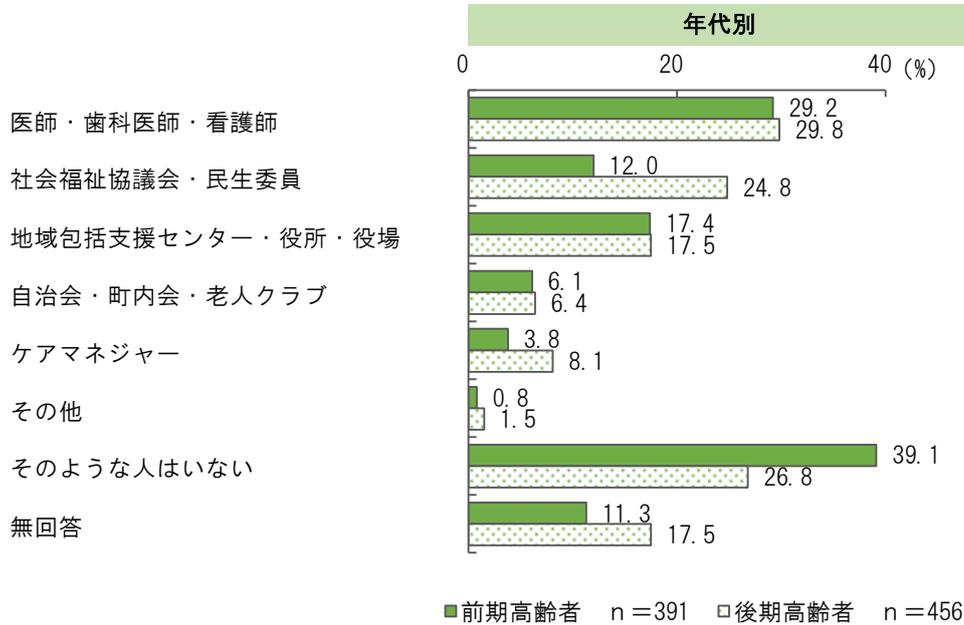


外出を控えている理由は、年代別でみると、前期高齢者において「病気」「外での楽しみがない」「目の障がい」などが多くなっています。後期高齢者においては「足腰などの痛み」「交通手段がない」「耳の障がい(聞こえの問題など)」が多くなっており、後期高齢者の方が前期高齢者より健康面での理由が多くなっています。

【たすけあいについて】

○家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。

(○はいくつでも)

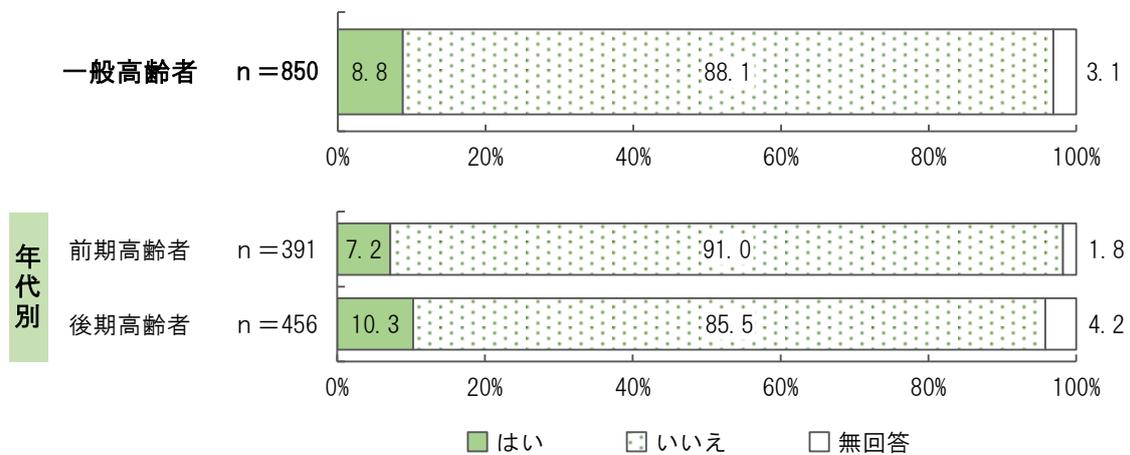


家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、年代別で見ると、前期高齢者において「そのような人はいない」が39.1%と最も多くなっています。後期高齢者においては「医師・歯科医師・看護師」が29.8%と最も多くなっています。

【認知症にかかる相談窓口の把握について】

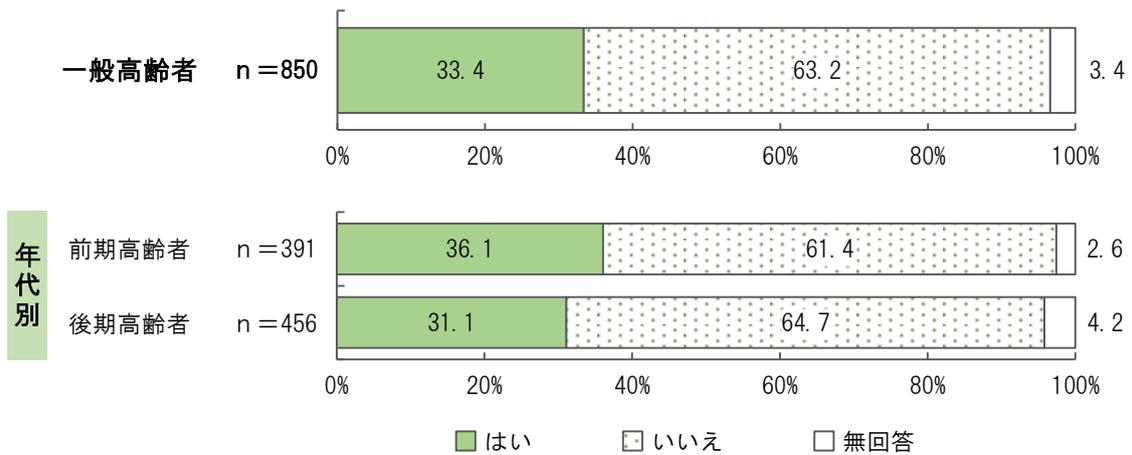
○あなたには、認知症の症状がありますか。または、家族に認知症の症状がある方はいますか。

(○は1つ)



対象者または家族に認知症の症状があるかについては、「はい」が8.8%、「いいえ」が88.1%となっています。
年代別で見ると、前期高齢者において「いいえ」が91.0%と多くなっています。

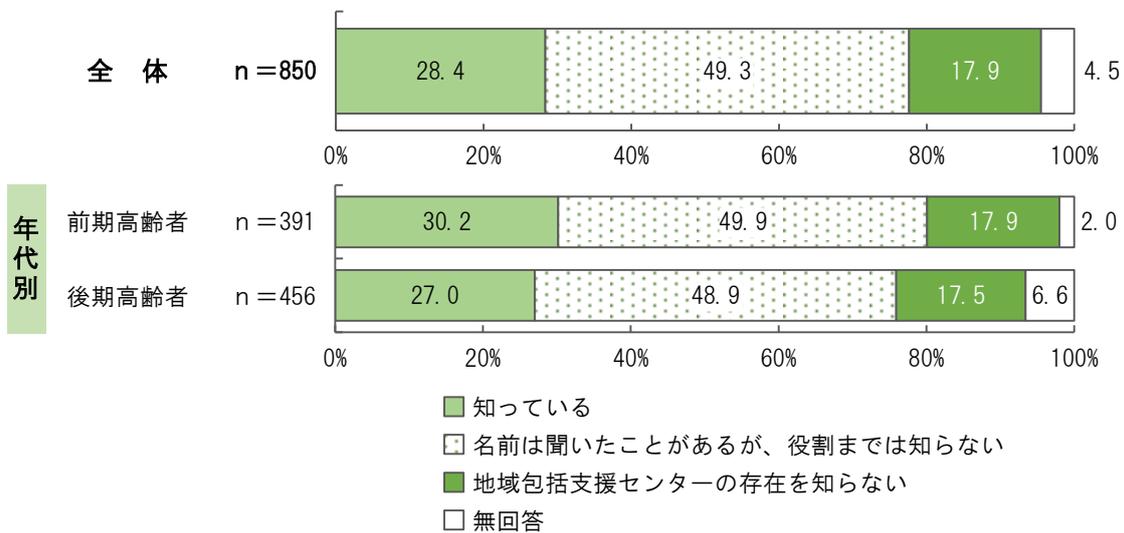
○あなたは、認知症に関する相談窓口を知っていますか。(○は1つ)



認知症の相談窓口を知っているかについては、「はい」が33.4%、「いいえ」が63.2%となっています。
年代別でみると、前期高齢者において「はい」が36.1%と多くなっています。

【地域包括支援センターについて】

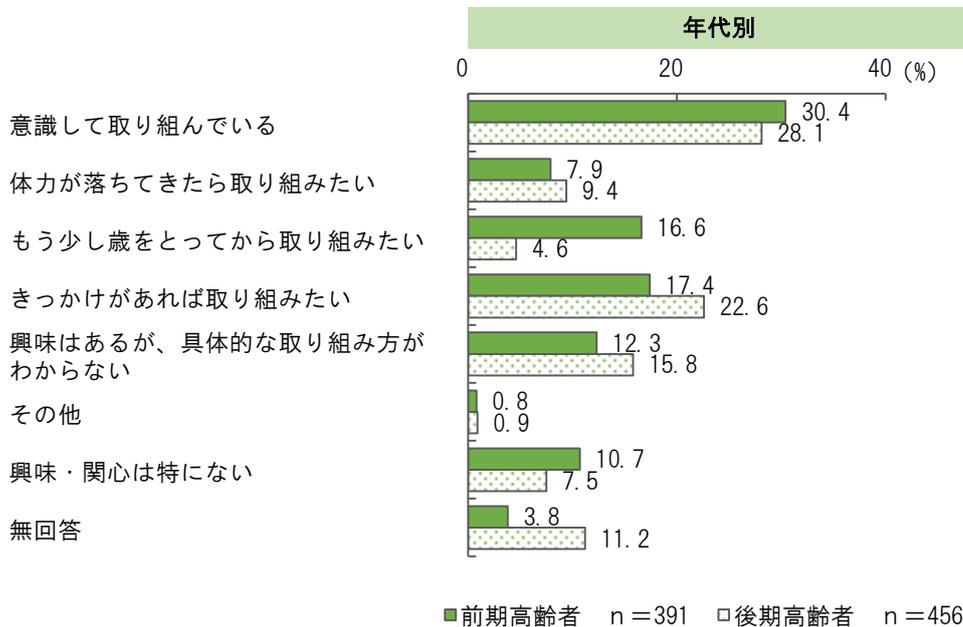
○あなたは、「地域包括支援センター」の役割を知っていますか。(○は1つ)



「地域包括支援センター」の役割を知っているかについては、「知っている」が28.4%、「名前は聞いたことがあるが、役割までは知らない」が49.3%、「地域包括支援センターの存在を知らない」が17.9%となっています。

【高齢者福祉に関する内容全般について】

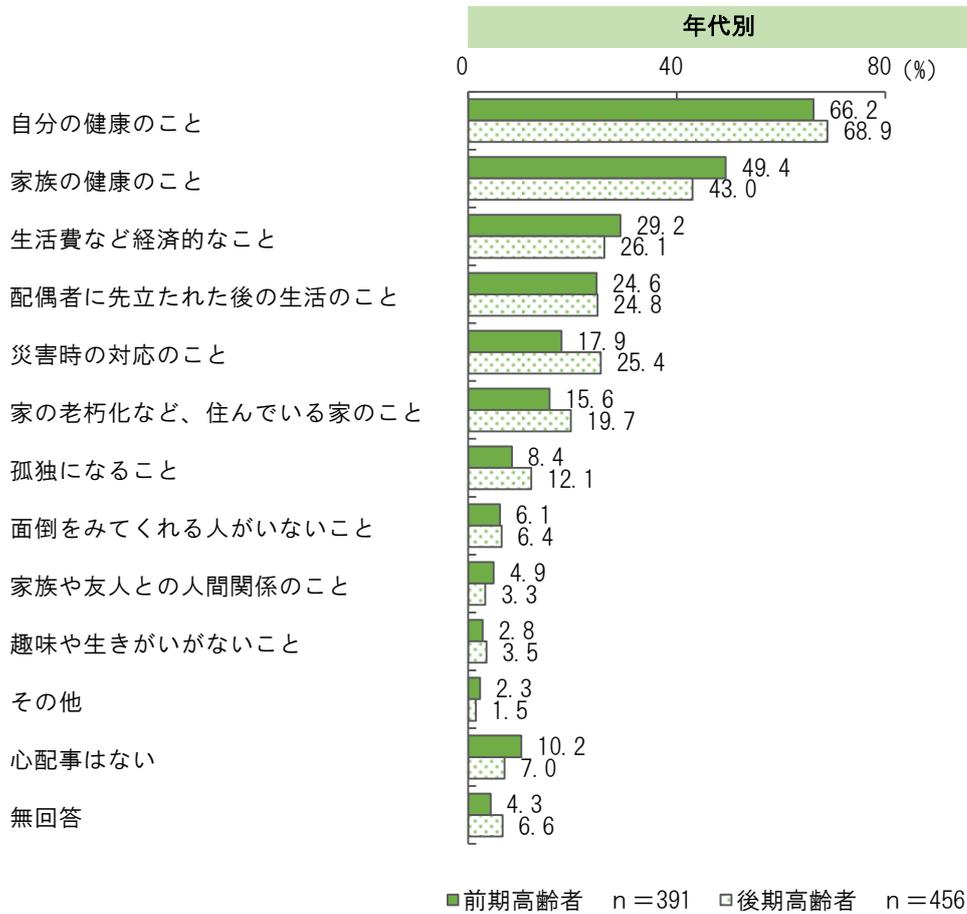
○あなたは、介護予防に取り組んでいますか。(○は1つ)



介護予防に取り組んでいるかについては、「意識して取り組んでいる」が最も多くなっています。

年代別でみると、前期高齢者において「もう少し歳をとってから取り組みたい」が16.6%と多くなっています。後期高齢者においては「きっかけがあれば取り組みたい」が22.6%と多くなっています。

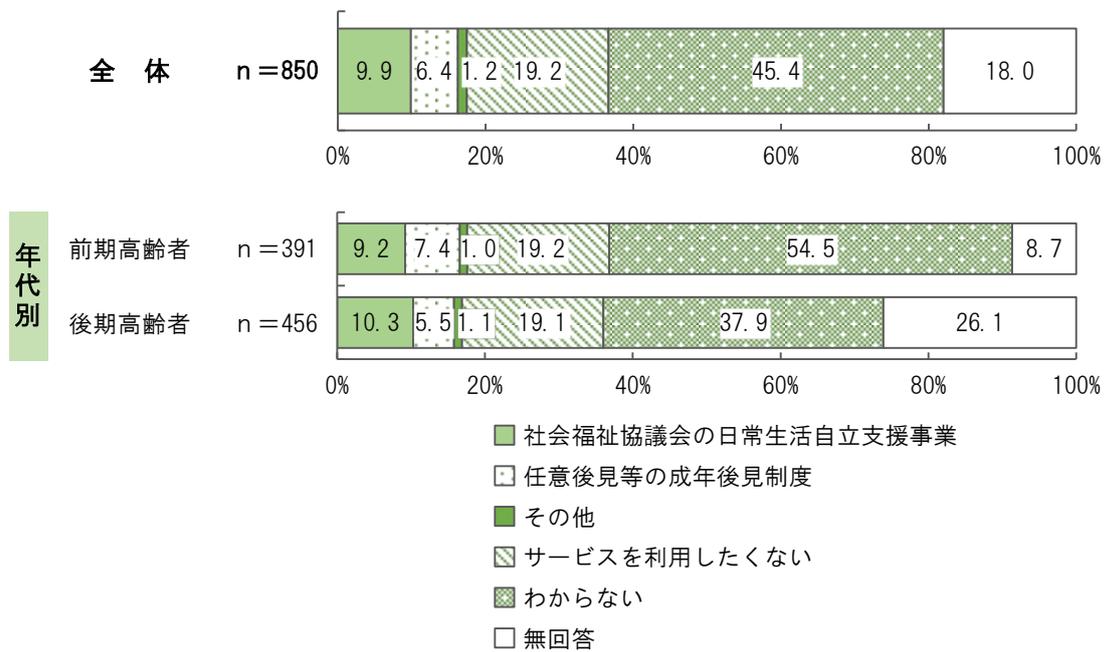
○心配事や悩み事は何ですか。(○はいくつでも)



心配事や悩み事は、「自分の健康のこと」「家族の健康のこと」「生活費など経済的なこと」などが多くなっています。

年代別で見ると、前期高齢者において「家族の健康のこと」が49.4%と多くなっています。後期高齢者においては「災害時の対応のこと」が25.4%と多くなっています。

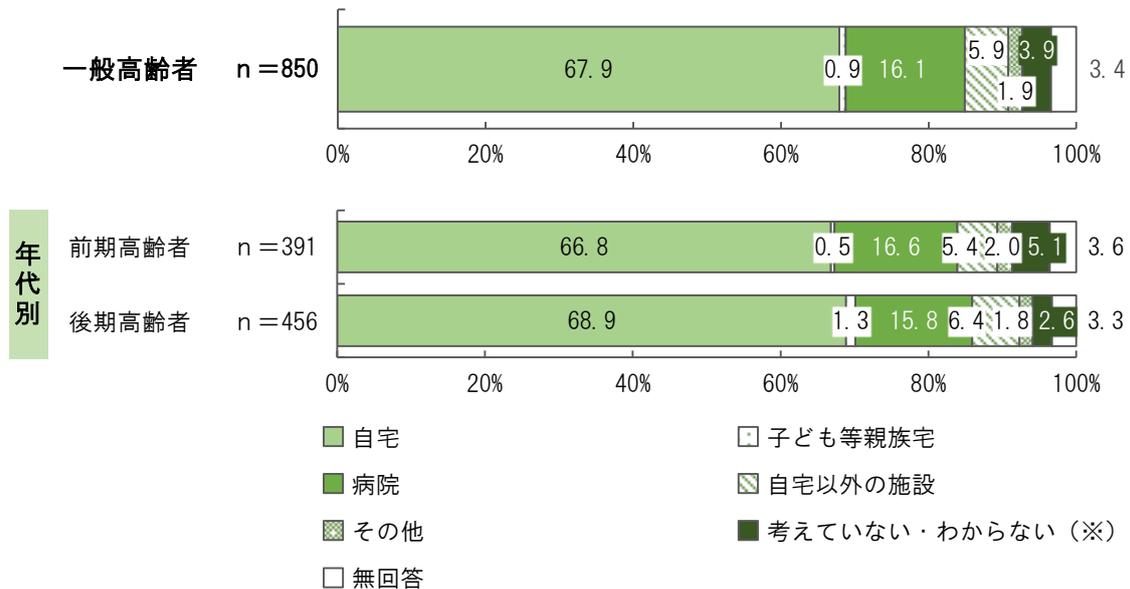
○自分の判断能力が低下したとき、財産管理をするのに利用したいサービスはありますか。
(○は1つ)



自分の判断能力が低下したとき、財産管理をするのに利用したいサービスがあるかについては、「サービスを利用したくない」が19.2%と最も多く、次いで「社会福祉協議会の日常生活自立支援事業」が9.9%、「任意後見等の成年後見制度」が6.4%などとなっています。一方、「わからない」は45.4%となっています。

年代別でみると、前期高齢者において「わからない」が54.5%と多くなっています。

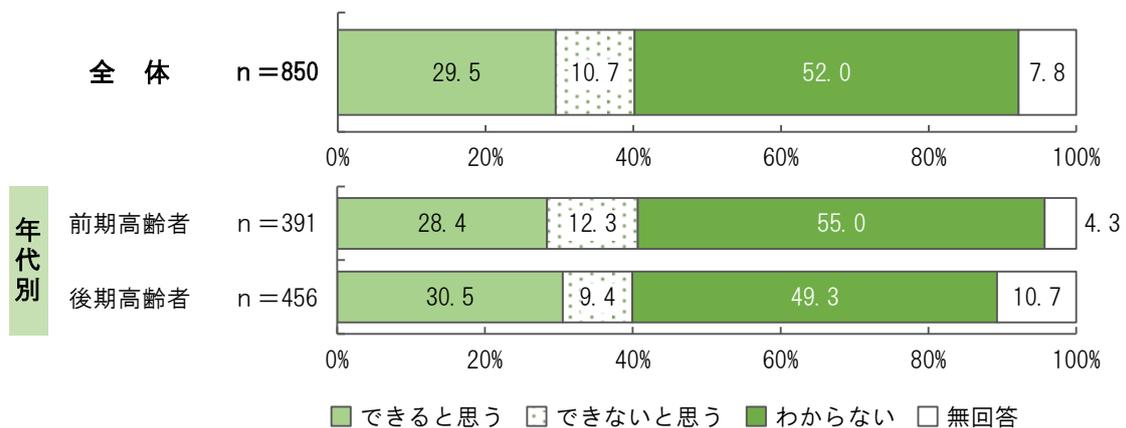
○あなたは、最期をどこで迎えたいですか。(○は1つ)



※「考えていない・わからない」は、「その他」の中で回答が多かったもの。

最期を迎えたい場所は、「自宅」が67.9%と最も多く、次いで「病院」が16.1%、「自宅以外の施設」が5.9%などとなっています。

○あなたは、自分の望んでいる場所で最期を迎えることができますか。(○は1つ)

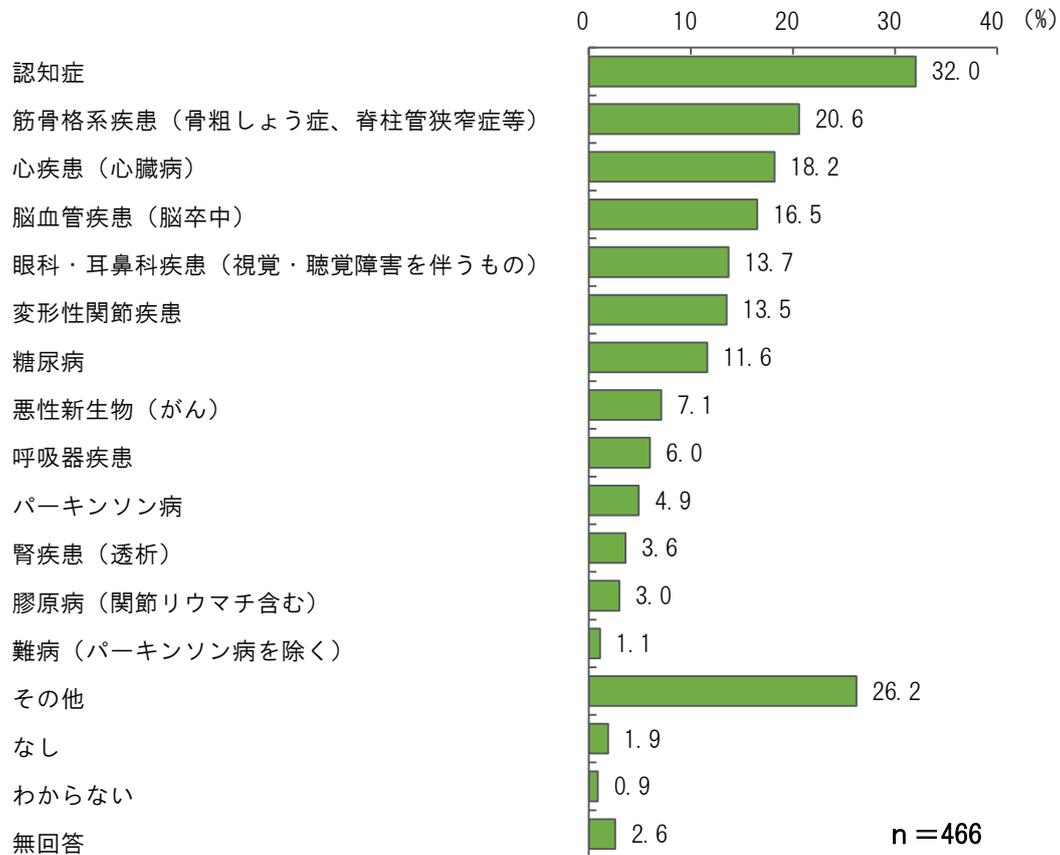


自分の望んでいる場所で最期を迎えることができると思うかについては、「できると思う」が29.5%、「できないと思う」が10.7%、「わからない」が52.0%となっています。

■在宅介護実態調査

○ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている傷病について、ご回答ください。

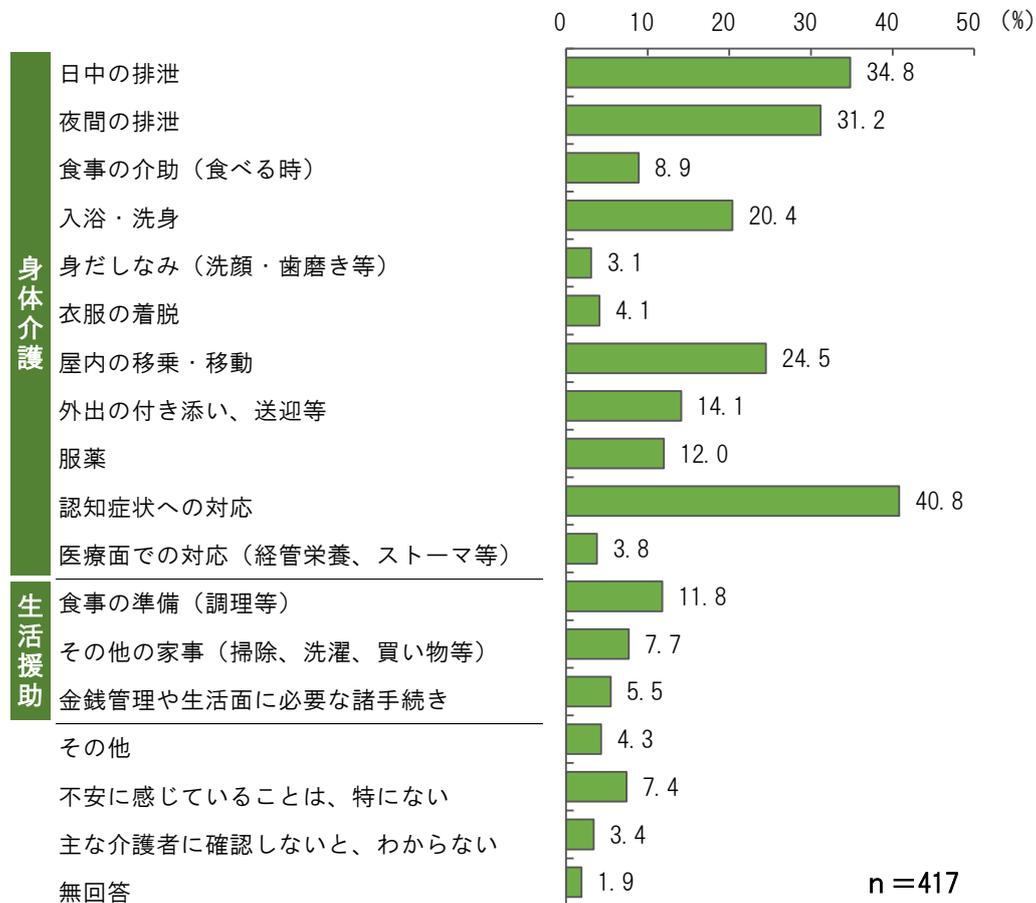
（○はいくつでも）



対象者が現在抱えている傷病は、「認知症」が 32.0%と最も多く、次いで「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が 20.6%、「心疾患（心臓病）」が 18.2%などとなっています。

＜家族や親族からの介護を受けている方のみ＞

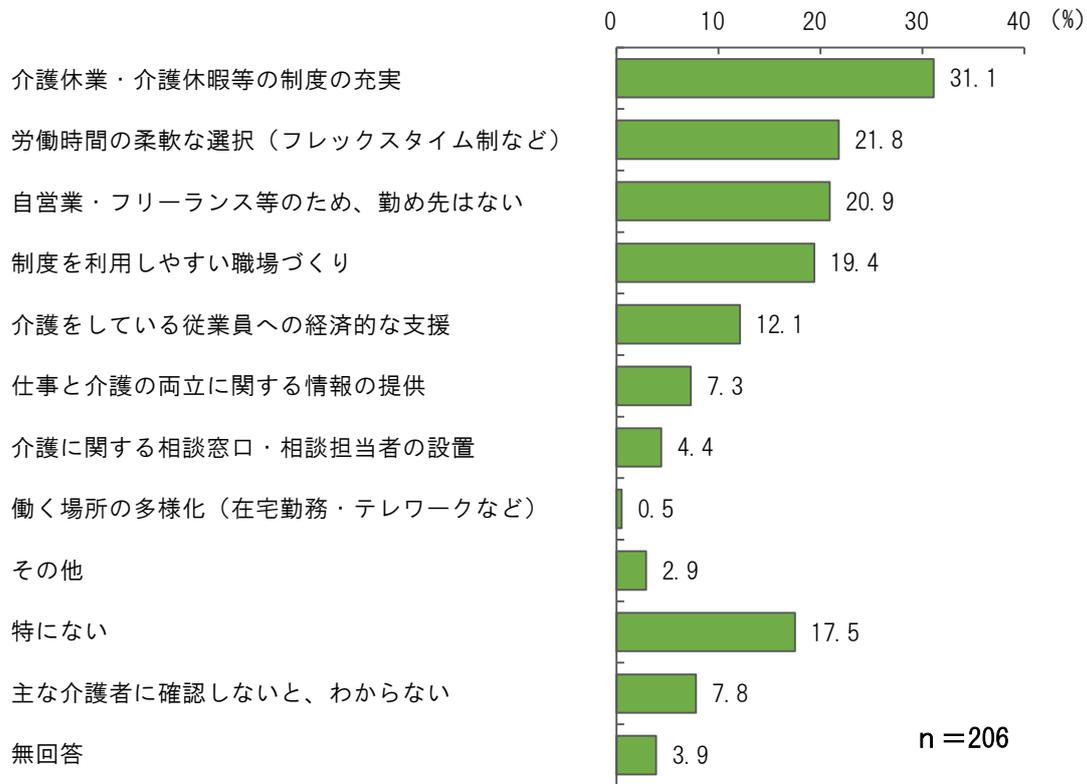
○現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください。（現状で行っているか否かは問いません）（○は3つまで）



現在の生活を継続していくにあたり、主な介護者が不安を感じる介護等は、「認知症状への対応」が40.8%と最も多く、次いで、「日中の排泄」が34.8%、「夜間の排泄」が31.2%などとなっています。認知症や排泄に関する介護を不安を感じる人が多く、介護者だけでなく地域でも認知症に対する知識などを深めることや、認知症の方を支援する福祉サービスの充実が求められています。

＜家族や親族の主な介護者が働いている方のみ＞

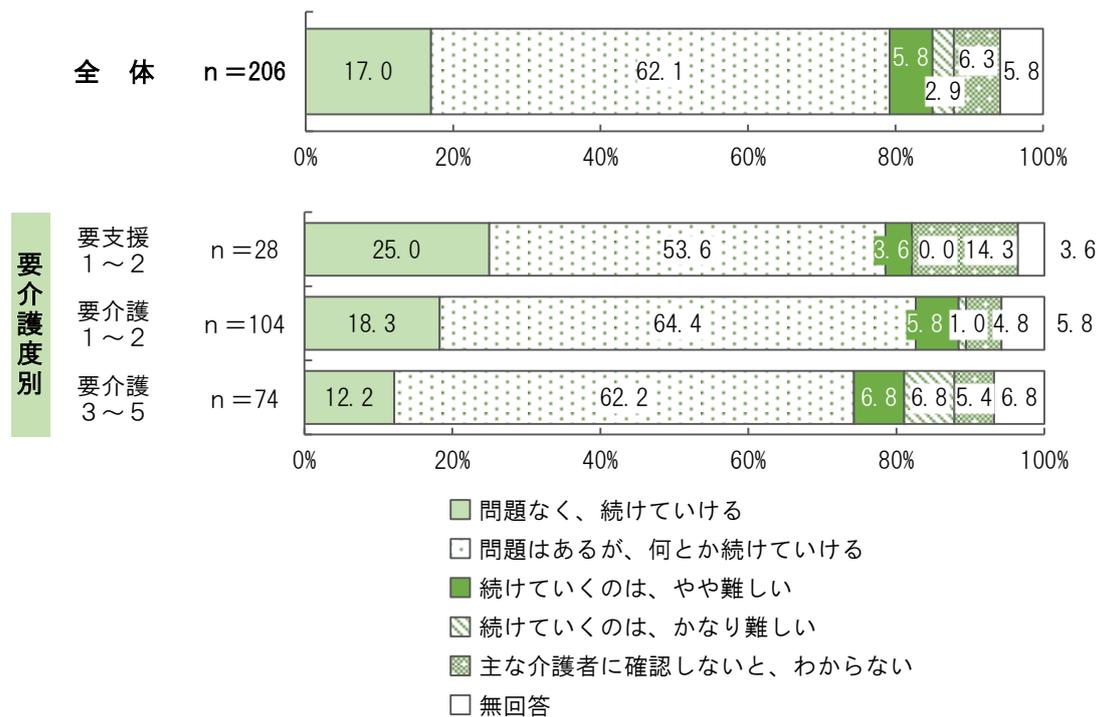
○主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか。（○は3つまで）



主な介護者が、勤め先からどんな支援があれば仕事と介護の両立に効果があると思うかについては、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が31.1%と最も多く、次いで「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が21.8%、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が20.9%などとなっています。介護休業や休暇制度に関する支援を希望する人が3割を超えており、企業や職場において、介護のためのより柔軟な働き方が求められています。

＜家族や親族の主な介護者が働いている方のみ＞

○主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。(○は1つ)



主な介護者が、今後も働きながら介護を続けていけそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」が62.1%と最も多く、次いで「問題なく、続けていける」が17.0%、「続けていくのは、やや難しい」が5.8%などとなっています。一方、「主な介護者に確認しないと、わからない」は6.3%となっています。

要介護度別でみると、要支援1～2において「問題なく、続けていける」が25.0%と多くなっています。要介護3～5においては「続けていくのは、かなり難しい」が6.8%と多くなっています。

■介護・福祉人材に関するアンケート調査

【調査仕様】

調査対象：市川三郷町の介護保険サービス提供事業所 53 件

調査方法：郵送配布－郵送回収

調査期間：2020（令和2）年 11 月

【回収結果】

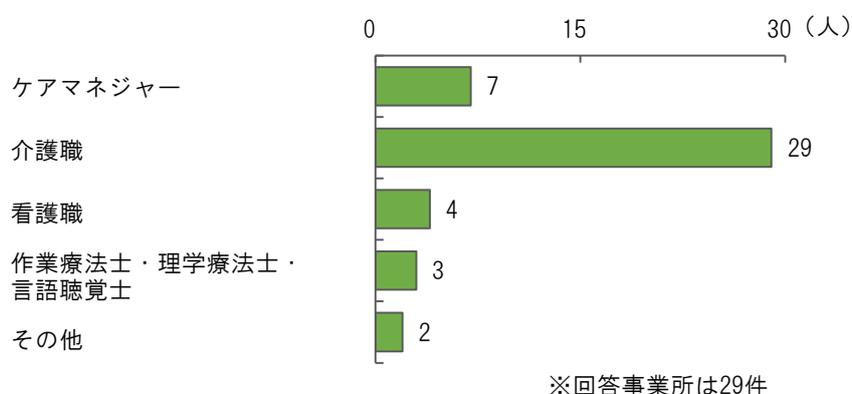
発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
53 件	44 件	44 件	83.0%

○職種別人数推計（65 歳定年とし、定年以外の退職及び新規採用は考慮していない）

項目	現状	5 年後	10 年後	20 年後
ケアマネジャー	14	11	7	3
介護職	235	203	155	117
看護職	54	42	30	15
リハビリテーション職	18	15	13	9
その他	50	32	23	12

現在、介護人材の新規採用は非常に困難な状況にあります。現状働く介護人材の5年後、10年後、20年後の人数を見ると、どの職種もかなり少なくなっていくことがわかります。

○現在、不足を感じている職種と具体的な人数



現在、不足を感じている職種は、「介護職」が29人と最も多く、次いで「ケアマネジャー」が7人、「看護職」が4人などとなっています。

第3節 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の評価

第7期で設定した基本施策ごとに、実績と課題の把握を行いました。

(1) 新しい総合事業の推進

- ・2017（平成29）年9月まで、できじゃん教室・できでき教室を開催していましたが、2017（平成29）年10月から総合事業の「通所型サービスC」へ移行しました。今後利用者の増加に向けて、周知を進めていきます。
- ・総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、要支援者に対するアセスメント・ケアプランの作成を民間事業者に委託し行いました。委託内容等については引き続き検討をしていきます。
- ・一般介護予防事業の推進については、口腔ケアセミナー（よい歯ではっぴい！認知症予防教室）を行いました。
- ・いきいき百歳体操については、毎年新しく実施するグループが立ち上がっています。継続した運動ができる場が身近にあることで、運動機能の維持向上につながるため、通所型サービスCの終了後等、運動機能の低下を抑えるためにも、身近でできるいきいき百歳体操の普及を今後も推進していく必要があります。
- ・リハビリ職の派遣事業は地域のサロン活動から派遣要請を受け行っています。自宅でもできる運動を教えることにより、運動習慣となるきっかけづくりにもつながるため、今後もリハビリ職の派遣を進めていきます。
- ・「市川三郷町地域包括支援センターだより」を作成・配布し、自宅でもできるような介護予防活動の紹介を行いました。

(2) 医療・介護の連携推進

- ・峡南在宅医療支援センターに委託しています。実施にあたっては、センターと峡南地区5町、峡南保健福祉事務所とで検討しています。
- ・峡南地域の医療・介護関係事業所のサービス内容等の情報を把握し、「峡南地域医療・介護情報」を作成し年に1回更新しています。
- ・入退院時の病院と介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携上の問題把握と課題を抽出し、対応策を検討しています。入退院時の病院スタッフと介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携について検討を深め「連携ルール」を作成しましたが、そのルールの周知が不十分であり、病院や病棟、事業所により取り組みに差があるため、今後それぞれの意見を聞き周知を図っていきます。
- ・在宅医療・介護連携への地域全体の理解を深めるため、関係者だけでなく地域住民も対象とした講演会を開催し周知を図りました。
- ・町で運営している、訪問看護ステーション西八代との連絡会を開き、情報支援や課題検討を行いました。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

- ・福祉体験、福祉教育、福祉講話を管内小中学校にて行いました。毎年同じ小中学校での開催になっているため、他の小中学校でも開催できるよう教育委員会や各学校と調整していく必要がありますが、学校の年間カリキュラム等の課題もあるため、検討していきます。
- ・協議体「市川三郷町にあつたらいいな！をつくる会議」の中で、様々な構成員の方々と住民同士の支え合い、助けあい活動（有償ボランティア制度）の創設に向けて協議し、2019（令和元）年10月から、高齢者等の「ちょっとした困りごと」に対応する住民参加型の有償ボランティア活動（こまりごと手つだい隊）がスタートしました。新型コロナウイルス感染症の影響で活動を休止していましたが、今後活動仲間を増やし、活動全体の周知を図ることが必要です。協議体については第8期では第2層まで広げていきます。
- ・ボランティア入門講座、こまりごと手つだい隊ボランティア養成講座を開催しました。新たな受講者の増加のためPRが必要です。
- ・2018（平成30）年度に、どの地区にサロンがあるかを把握し、多くの人にサロンを知ってもらうためサロンマップを作りました。2019（令和元）年度にはマップの見直しを行いました。作成したサロンマップを活用し、サロンの活動をPRしていくことが課題です。
- ・在宅福祉サービスによる支援（高齢者生きがい活動支援通所事業、外出支援サービス事業、配食サービス事業、軽度生活援助事業、家族介護用品の支給事業、ふれあいペンダント設置事業、訪問理美容サービス事業）では、介護サービスを補完するため在宅援助サービスを行いました。これを第8期も継続して行います。

(4) 認知症対策の総合的な推進

- ・認知症に関する相談窓口を広報や地域包括支援センターだよりに掲載し、住民に周知しました。
- ・認知症初期集中チームを設置しました（峽南在宅医療支援センターに委託）。多職種と連携し、認知症の人やその家族へのサポートを実施しています。
- ・認知症サポーター養成講座を実施しました。地域包括支援センター職員やキャラバンメイトが様々な場所に出向いて開催し、幅広い世代に対して認知症に対する普及啓発と対応についての周知に取り組んでいますが、近年では開催回数が減っています。毎年同じ中学校や団体等からの依頼が多いため、新たな団体等への働きかけを行っていくことが必要です。サポーターの人数は増加していますが、地域で認知症の人やその家族を見守ることや、声掛け等の支援を意識して活動することができるよう、認知症についての学習の機会を増やし、認知症への理解を広め、地域での見守り体制の充実を図っていきます。
- ・家族介護者教室や男性介護者のつどいを実施しました。家族介護者の交流やリフレッシュ、対応方法を学ぶ機会として開催していますが、参加者が固定化してきているため、周知の方法等については検討が必要です。事業所の職員が講師となり、認知症の介護教室を開催した経過もあり、開催方法や手段は今後も検討していきます。

- ・ 認知症の人やその家族が集える居場所づくりとして、地域のサロンや認知症カフェの立ち上げ支援・運営支援を行いました。有志の会が主体となり認知症カフェを立ち上げましたが、当事者や家族の参加が少ないため、今後周知方法や運営について等、一緒に考え取り組んでいくことが必要です。地域全体で認知症の人とその家族を支援していけるよう、「チームオレンジ」の立ち上げも検討していきます。
- ・ また、若年性認知症の人やその家族が集える場が少なく、今後ニーズの把握も必要です。当事者やその家族の支援ニーズを把握し、施策に反映させていくため、「認知症を支える仕組みづくり検討会」の場を活用していきます。
- ・ 市川三郷町徘徊SOSネットワーク協議会を開催しました。協力機関・関係機関と状況の確認や情報共有を行いながら連携を図っています。情報伝達訓練や声掛け訓練を実施しました。

(5) 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

- ・ 2020（令和2）年度、市川三郷町高齢者虐待防止マニュアルを作成しました。
- ・ 高齢者虐待防止への取り組みとして、虐待防止ネットワーク協議会を開催しました。また、虐待防止啓発促進のための取り組みとして、毎年11月1日から11月10日までを虐待防止活動期間と定め、啓発活動を行っています。
- ・ 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用案内や、普及・啓発・相談を行いました。成年後見制度の利用が必要な認知症の人等で、身寄りがなく申立人がいない場合は、町長による法定後見（後見、補佐、補助）開始の審判申立を行います。第7期期間中の町長申立対象者はいませんでした。

(6) 地域ケア会議の推進

- ・ 地域ケア会議を年24回定例で実施しました。地域ケア推進会議はおおむね年に1回実施しています。ケア会議では介護だけでなく福祉・子ども・健康に関する事例も多く検討しています。地域ケア会議で出された共通課題は以下のとおりです。
 - ・ 8050問題や引きこもりに関すること
 - ・ 介護に関すること…老老介護や独身介護者の課題
 - ・ 生活困窮に関する問題
 - ・ アルコール依存症の人への対応に関すること
 - ・ 緊急時の体制づくり
- ・ 地域包括支援センター等の相談窓口の周知方法の検討が必要です。

(7) 住環境の整備

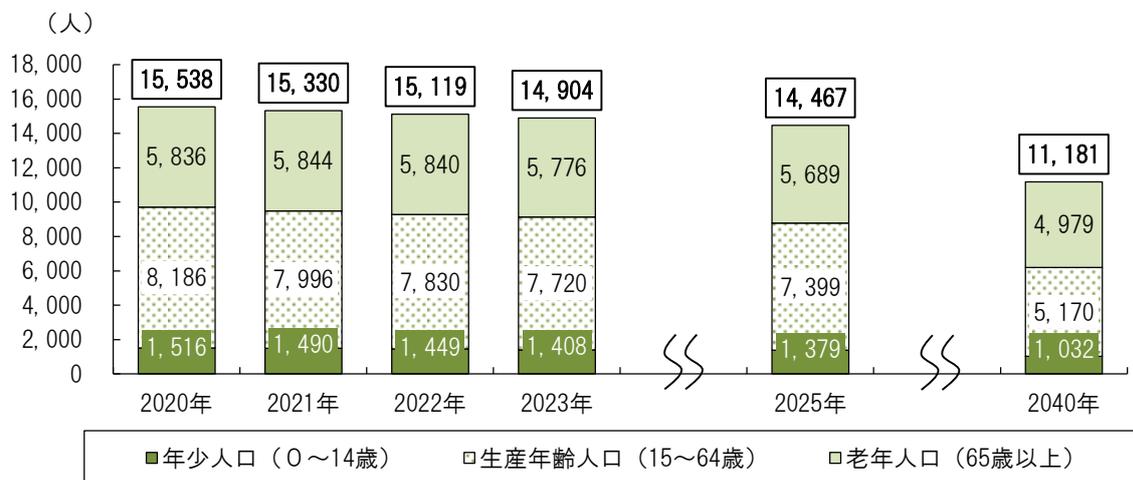
- ・民生委員・児童委員による定期的な訪問や見守り活動を行い、高齢者への見守り体制の充実を図りました。
- ・生涯学習センター（ifセンター）開館に伴い、市川三郷町コミュニティバス山保線及び三珠線を生涯学習センターまで延伸しました。
- ・青洲高校開校に伴い、富士川町コミュニティバスが役場本庁舎まで乗り入れることになり、本町と富士川町との利便性が向上しました。
- ・防災体制の整備については、総合防災訓練や消防団・自主防災組織への支援や、避難行動要支援者支援制度についての制度説明や管理台帳の作成を行いました。
- ・防犯体制の整備として、消費者被害の防止に向けて、リーフレット・カレンダーの作成による啓発や消費生活相談員を富士川町と共同で配置した相談窓口の設置、町消費生活協力員による相談会の開催及び県民生活センターとの連携体制の充実に努めました。
- ・介護支援専門員連絡会で防災についての学習会を行い、担当している高齢者への声掛けを促しました。
- ・台風等の発生時や新型コロナウイルス感染症について、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護サービス事業所に注意喚起や情報提供を行いました。

(8) 介護サービスの充実

- ・介護予防サービス、介護サービス、施設サービス等必要なサービスの提供を行いました。
- ・地域密着型特別養護老人ホームが開設（広域型特養併設ショートステイからの転換）されたことにより、特別養護老人ホームの待機者が減少しました。今後は、人材不足の課題に取り組んでいく必要があります。
- ・介護給付適正化事業として、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知等を行いました。
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・質の向上を目的に介護支援専門員連絡会の実施や、事業所別事例検討会の開催を定期的に行いました。

第4節 将来推計結果

(1) 総人口の推計

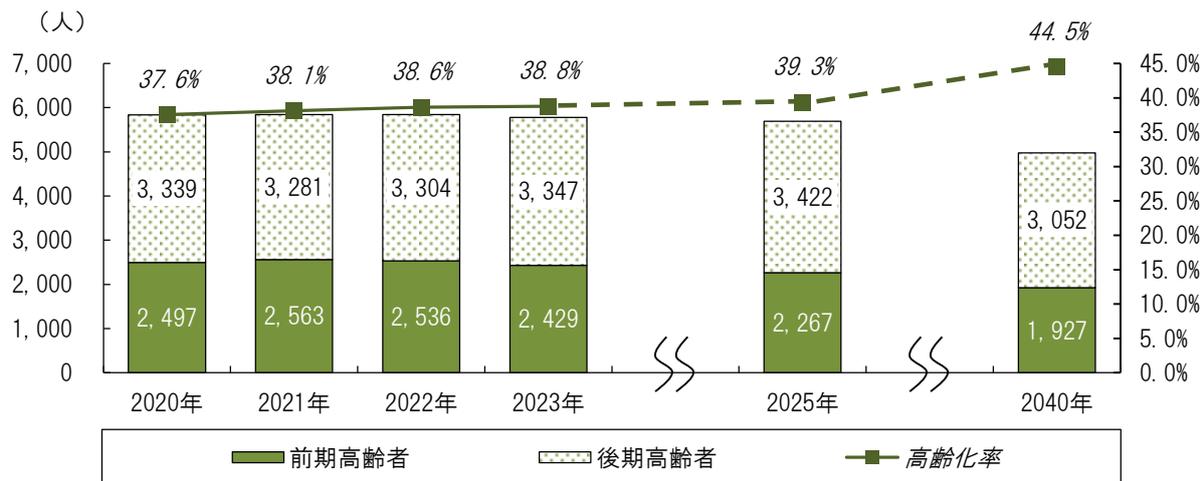


※2016~2020年の住民基本台帳（各年10月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計

総人口は減少を続け、第8期計画期間の最終年度である2023（令和5）年に14,904人、2025（令和7）年に14,467人、2040（令和22）年には11,181人になることが予想されます。

年齢3区別にみると、いずれの年齢階層も減少することが見込まれますが、65歳以上は他の年齢階層と比較すると緩やかな減少傾向を示しています。

(2) 高齢者数と高齢化率の推計

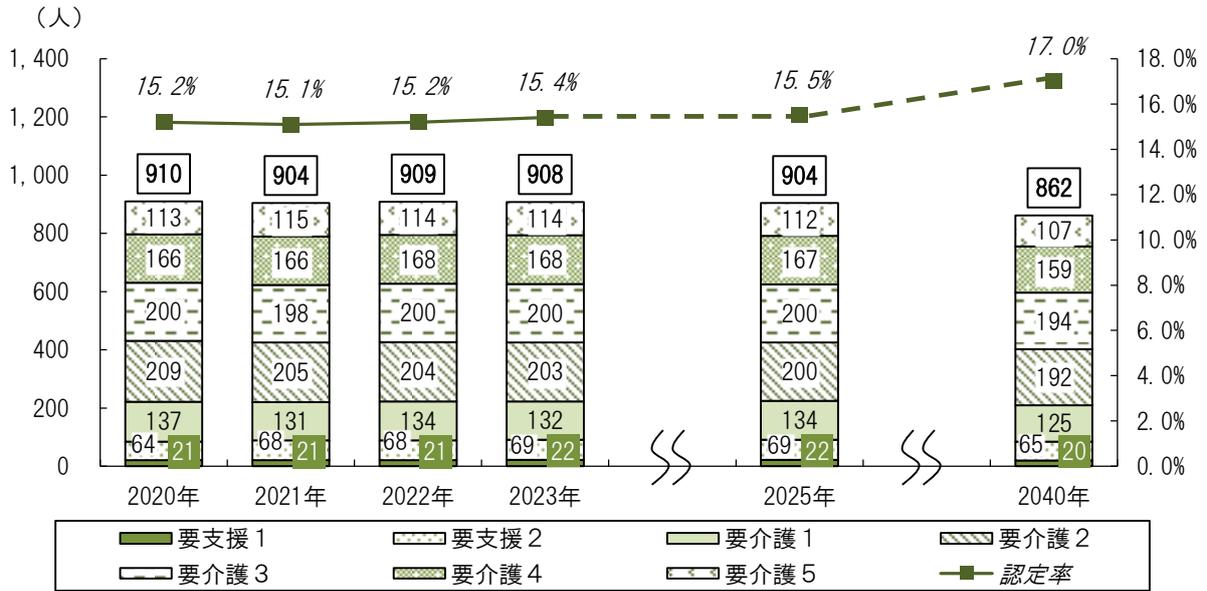


※2016~2020年の住民基本台帳（各年10月1日現在）をもとにコーホート変化率法により推計

高齢者数については、2025（令和7）年にかけて減少傾向となることが予想されますが、前期高齢者については減少、後期高齢者については増加傾向となることが予想されています。

高齢化率については、2023（令和5）年には38.8%、2025（令和7）年には39.3%、2040年（令和22）年には44.5%まで上昇する見込みとなっています。

(3) 要支援・要介護認定者数の推計



※地域包括ケア『見える化』システム」上での推計
 ※要支援・要介護認定者数は、第1号被保険者数と第2号被保険者数の合計

要支援・要介護認定者数については、2025（令和7）年にかけて横ばいで推移することが予想されます。2025（令和7）年には904人、2040（令和22）年には862人まで減少する見込みとなっています。

認定率については、2023（令和5）年には15.4%、2025（令和7）年には15.5%、2040年（令和22）年には17.0%の見込みとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

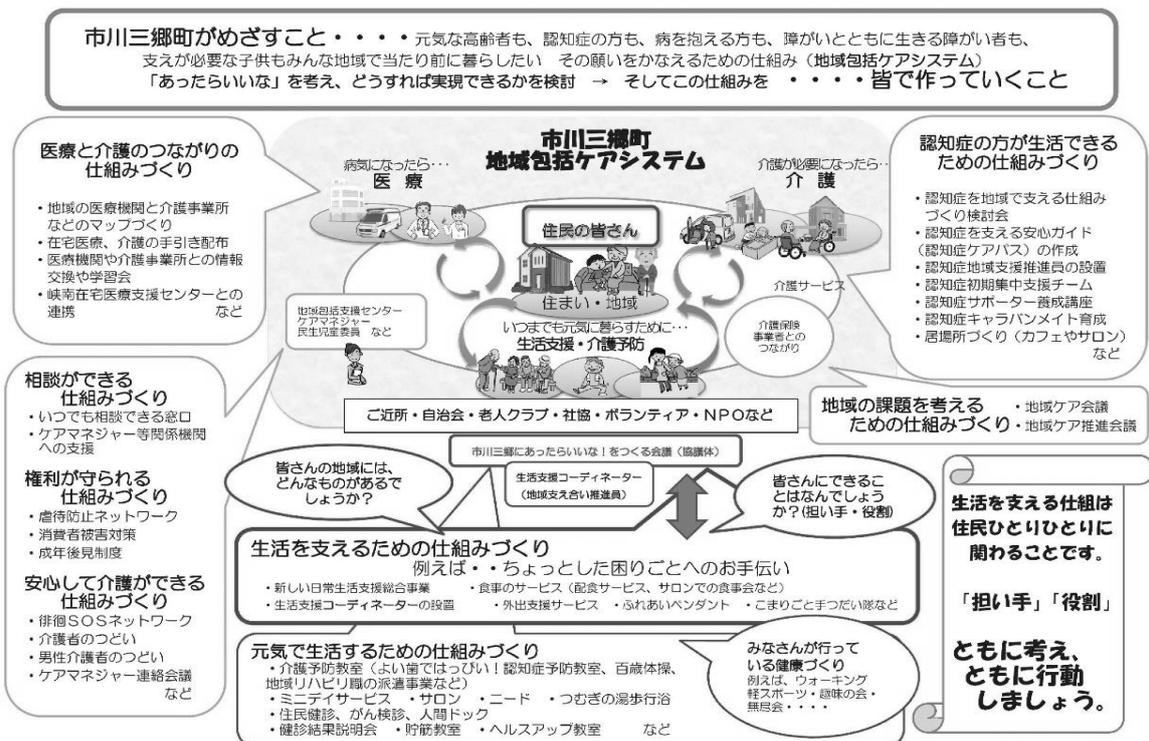
基本理念

～住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせる、
人にやさしいまちづくり～

『市川三郷町第2次総合計画』において、福祉分野（介護・高齢者・障がい者福祉）のテーマとして「誇れるまち 人にやさしいまちづくり」を示しており、すべての町民が自分らしい暮らしを送ることのできる環境づくりを推進しています。

本計画では、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活への支援を一体的に提供することが可能な地域包括ケアシステムをより一層深化・推進させていくとともに、地域において地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を越えてつながることにより、「住民一人ひとりが生きがいを感じながら生活できる地域共生社会の実現」に向けた取り組みを推進することが求められています。

こうした現状を踏まえて、本計画においては、「住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らせる、人にやさしいまちづくり」を基本理念として掲げ、計画の推進を図っていきます。



第2節 基本目標

基本理念の実現を目指して、以下の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 健やかに生きがいをもって暮らせるまちづくり

高齢者が生きがいや目的をもち、住み慣れた地域で暮らしていくためには、日々の生活において健康を維持することが必要不可欠です。そのためには、日頃からの介護予防や自立支援、社会活動へ参加できる機会等を増やし、高齢者が健康を保持し、生きがいをもって生活していくことのできるまちづくりを目指します。

基本目標2 地域全体で暮らしを支えるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくためには、地域における助け合いを推進するとともに、安全かつ安心して生活を送ることのできる環境を整備することが必要です。誰もが安心して生活を送れるよう地域福祉を推進していくとともに、安全・安心に外出することのできる環境の整備、交通安全や防犯体制の推進、災害対策、感染症対策など、安全・安心な生活環境の確保に向けた多方面からの取り組みを推進します。

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

要介護状態となった場合でも、地域での生活を可能な限り続けるためには、在宅生活を続けるための支援や、家族介護者を支える仕組みが必要不可欠です。また、認知症の人が増え、家族介護者や周囲の人の負担が増えるなか、その当事者を支えられるような仕組みを構築していくことも重要です。介護が必要となる本人だけでなく、その介護者も含め、安心して日々の生活を送ることのできるまちづくりを推進していきます。

第3節 施策体系

基本目標	基本施策	施策の方向性
<p>基本目標1</p> <p>健やかに 生きがいをもって 暮らせるまちづくり</p>	<p><u>1 高齢者が 元気に暮らせる社会づくり</u></p>	<p>(1) 高齢者の就労への支援 (2) 老人クラブ活動への支援 (3) 地域交流や仲間づくりへの支援 (4) 高齢者の活動拠点の充実・支援 (5) 高齢者の生涯学習活動やスポーツ活動への支援</p>
	<p><u>2 自立支援・介護予防・ 重度化防止に向けた取り組み</u></p>	<p>(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 (3) 一般介護予防事業の推進 (4) 介護予防の啓発及び支援 (5) 高齢者の実態把握と介護予防支援 (6) 介護予防におけるデータ利活用の推進</p>
<p>基本目標2</p> <p>地域全体で暮らしを 支えるまちづくり</p>	<p><u>1 地域福祉の推進</u></p>	<p>(1) 地域共生社会に向けた身近な相談体制の整備 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア等の育成及び支援</p>
	<p><u>2 住環境の整備</u></p>	<p>(1) 公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進と民間施設への提言 (2) 交通安全対策の推進 (3) 防災・減災体制の整備 (4) 感染症対策の推進 (5) 防犯体制の整備 (6) 高齢者の入居・居住支援</p>

基本目標	基本施策	施策の方向性
<p style="text-align: center;">基本目標3</p> <p>いつまでも安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>1 <u>地域包括支援センター事業の推進</u></p>	<p>(1)市川三郷町地域包括支援センターの機能強化 (2)地域ケア会議の拡充</p>
	<p>2 <u>在宅生活を続けるための生活支援</u></p>	<p>(1)在宅福祉サービスによる支援 (2)要介護・要支援高齢者の家族介護者への支援の充実 (3)介護予防・生活支援サービスの体制整備 (4)高齢者を見守る体制の整備・充実</p>
	<p>3 <u>医療と介護の連携を推進するための仕組みづくり</u></p>	<p>(1)現状分析・課題抽出・施策立案 (2)対応策の実施</p>
	<p>4 <u>高齢者虐待防止・権利擁護の推進</u></p>	<p>(1)高齢者の虐待防止ネットワーク体制づくり (2)成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援 (3)市民後見人制度整備の推進</p>
	<p>5 <u>認知症の人と家族を支える仕組みづくり</u></p>	<p>(1)普及啓発・本人発信支援 (2)予防 (3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 (4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援</p>
	<p>6 <u>持続可能な介護保険制度の確保</u></p>	<p>(1)介護予防サービスの充実 (2)介護サービスの充実 (3)介護給付適正化の推進 (4)低所得者への対応 (5)介護・福祉人材の確保 (6)サービスの質の向上 (7)事業所における災害・感染症対策の推進</p>

第2編 各論

第4章 施策の展開

※2020（令和2）年度の実績値については、一部において新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しています。

基本目標1 健やかに生きがいをもって暮らせるまちづくり

基本施策1 高齢者が元気に暮らせる社会づくり

地域社会の一員として活躍することは、高齢者にとって最も効果的な介護予防でもあります。高齢者が就労を通して、いきいきとした生活を送れるよう、高齢者の就業機会の提供を行います。また、積極的な地域活動・社会活動を通して地域との交流を深めることも高齢者の生きがいとなることから、様々な活動への支援や仲間づくりの支援、生涯学習活動やスポーツ活動等への支援を図ります。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
外出の回数が『減っている』と回答した高齢者の割合	24.2%	21.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

(1) 高齢者の就労への支援

高齢者が就労を通して、生きがいをもって健康に過ごせるよう、シルバー人材センターにおいて、高齢者の技能や経験を活かせる就業機会を提供します。また、元気な高齢者がボランティア活動を通して健康増進や介護予防を図るとともに、地域において役割を担うことによる生きがいづくりを推進するため、市川三郷町社会福祉協議会と連携し、有償ボランティア活動を推進します。

【主な取り組み】

① シルバー人材センターへの支援

- 就労を希望する高齢者への情報提供を図るため、シルバー人材センターが提供する業務内容や活動状況等について、広く周知します。
- 町内の高齢者のシルバー人材センターへの加入促進に努めます。

② 有償ボランティア活動「こまりごと手つだい隊」

- ・ 高齢者の「ちょっとした困りごと」に対応する住民参加型の有償ボランティア活動「こまりごと手つだい隊」を、市川三郷町社会福祉協議会と連携しながら推進します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「こまりごと手つだい隊」活動件数（件）	-	19	13	36	48	60

③ 就労的活動支援コーディネーターとの連携

- ・ 高齢者の社会参加等を促進するために、就労的活動支援コーディネーターの設置及び連携した支援について検討します。

(2) 老人クラブ（通称：シニアクラブ）活動への支援

老人クラブは、地域社会の中で自らが社会活動に参加し、役割を持って地域の中で活躍できるよう、元気な高齢者の生きがいと健康づくり・介護予防等を目的に、様々な活動を行っています。一方で、活動を展開する上で、リーダー的な役割を担う人材が不足していることや、新規加入者が少ないこと等の課題もみられています。今後は、老人クラブが展開する活動への支援に加えて、各種団体との連携強化、自主的な企画運営による参加意欲を促進する事業の展開、リーダーの養成等の支援を充実させていきます。

【主な取り組み】

① 老人クラブ活動の活性化に向けた支援

- ・ 市川三郷町社会福祉協議会と連携し、活動者の意見を尊重しながら、老人クラブ活動の活性化を支援します。
- ・ 町の老人クラブ活動費助成事業を継続して実施します。
- ・ 高齢者の老人クラブへの新規加入を促進します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ活性化支援件数（件）	1,298	1,274	1,270	1,270	1,270	1,270

② リーダー養成に向けた支援

- ・ 老人クラブ活動の運営をより効果的なものとするため、活動を牽引するリーダーの養成を支援します。

(3) 地域交流や仲間づくりへの支援

高齢者の地域における交流や仲間づくりの促進を図るため、地域において特色のあるサロン（居場所）を作り、活動を支援していきます。また、高齢者が地域で世代を超えて交流することのできる場の創出を図ります。

【主な取り組み】

① 世代間交流への支援

- 高齢者の経験や知識を活用し、伝承していくため、老人クラブや自治会、小・中学校、関係団体や市川三郷町社会福祉協議会等と連携して交流機会の創出を図ります。
- 町の老人クラブ活動費助成事業を継続して実施します。

② ふれあい・いきいきサロン等への支援

- 市川三郷町社会福祉協議会が中心となって、発起人及び協力員を募って地域ごとの特色あるサロンを増やしていきます。
- 町内で活動しているサロンについての情報をまとめたサロンマップを作成し、役場の窓口等への配架を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあい・いきいきサロンの開設数（箇所）	25	26	25	25	25	26

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら検討

(4) 高齢者の活動拠点の充実・支援

高齢者の身近な地域における活動拠点の充実に向けて、庁内関係課や市川三郷町社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら検討していきます。

【主な取り組み】

① サロン活動の実施場所の検討

- 地域コミュニティの維持と活性化に向けて、サロン未設置地区へのサロン新設を推進します。
- サロンの実施場所として、公共施設や空き家、個人宅等の活用を図ります。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン開設相談件数（件）	3	1	0	1	1	1

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら検討

② 自由に立ち寄れる場所の検討

- 地域の高齢者が自由に立ち寄り、利用できる場として市川高校・青洲高校や民間施設のコミュニティスペース、生涯学習センター等の活用について検討します。

(5) 高齢者の生涯学習活動やスポーツ活動への支援

自主的、自発的な学習活動の場として、各種講座等の開催の支援や自主グループの活動支援等を、庁内関係課や市川三郷町社会福祉協議会と連携しながら行います。

また、グラウンドゴルフやゲートボール、ペタンク等の軽スポーツを通して、高齢者一人ひとりの年齢・体力、目的等に応じて気軽に参加し楽しむことのできる生涯スポーツや、レクリエーション活動を推進します。

【主な取り組み】

① 各種講座の運営支援

- 庁内関係課や市川三郷町社会福祉協議会、その他の関係団体等と連携し、公民館を会場とした各種講座等の学習活動の運営支援を行います。
- 町が中心となって実施する各種講座についての情報提供を行い、高齢者の参加を促進します。
- 高齢者が講師役を務める講座の開設について検討します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市川アカデミー気軽に行講座開催回数（回）	7	8	4	7	7	7

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 高齢者によるスポーツやレクリエーション活動への参加を促進し、健康づくりを推進するとともに、交流の場を提供していきます。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
三世代グラウンドゴルフ大会開催回数（回）	1	0	0	1	1	1

基本施策2 自立支援・介護予防・重度化防止に向けた取り組み

高齢者が地域でいきいきとした生活を続けていくためには、要介護状態とならないよう心身ともに健やかに過ごせるよう支援していくことが重要です。各種健診（検診）の充実による疾病の早期発見・早期治療・重症化防止を推進するとともに、健康相談や健康教室等を通して健康づくりに対する意識を高め、健康寿命の延伸を図ります。また、より多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう、一般介護予防事業を充実させ、介護予防・生活支援サービス事業による生活援助や運動機能向上を図ります。加えて、介護予防の重要性について広く周知していきます。

◆成果指標

指標名		実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
平均自立期間（要支援2未満）	男性	77.9歳	79.0歳
	女性	82.6歳	83.5歳

※国保データベース（KDB）システムより

（1）健康づくりの推進

日頃から健康づくりに取り組み、心身の健康を増進させることは、介護予防の第一歩です。各種健診（検診）の実施を通して疾病の早期発見・早期治療・重症化防止を図るとともに、健康相談や健康指導等による情報提供、運動機能の向上等を通して健康寿命の延伸を図ります。

【主な取り組み】

① 住民健康診断（特定健康診査・後期高齢者健診・各種がん検診等）

- 病気の予防・早期発見・早期治療・重症化防止、健康の維持・増進のため、健康診断を実施します。
- 健康診断実施後は結果説明会を実施するとともに、保健師や管理栄養士による特定保健指導を行い、生活習慣の改善を図ります。
- 健康づくりに関する組織等と連携し、各種健康診断の受診勧奨を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率（％）	55.5	55.7	57.9	58.6	59.3	60.0
特定保健指導実施率（％）	68.4	65.1	58.2	58.8	59.4	60.0

② 歯周疾患検診事業

- 生活習慣病やオーラルフレイル等の状態となることを予防し、健康寿命の延伸を図るため、山梨県歯科医師会に委託して歯周病健診を実施します。
- 年度末年齢40歳・50歳・60歳・70歳の対象者には無料券の配布を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率（%）	14.6	13.9	14.0	20.0	25.0	30.0

③ 健康相談・訪問指導事業

- 心と身体の健康管理・疾病予防・健康増進を図るため、健康相談や訪問による保健指導・栄養指導を実施します。

④ いきいきはつらつ貯筋教室

- 運動習慣を定着させ、生活習慣病やロコモティブシンドロームの発症予防や転倒予防を図るため、運動教室を実施します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数（人）	953	946	770	840	980	1,120

⑤ 健康と福祉のつどい

- 健康かつ安心して暮らしていけるよう、住民が一体となり健康と福祉について考えることのできる機会を設けます。
- 子どもや高齢者の健康づくりに関する表彰や講演会等を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	1	1	0	1	1	1

⑥ 各年代に応じた栄養に関する学習会の開催

- 地域組織と連携し、男性の料理教室や健康料理教室を開催し、食生活改善のための意識啓発を推進します。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援の認定を受ける前段階にある高齢者及び要支援認定者の多様な生活支援のニーズに対応するとともに、要介護状態となることを予防するため、生活援助や運動機能の向上に係る多様なサービスを実施します。また、地域ボランティアやNPO、民間事業者の参入についても検討していきます。

【主な取り組み】

① 訪問サービス（訪問介護）

- 従前の介護予防訪問介護に相当するサービスです。ホームヘルパー等が訪問し、食事等の生活援助を実施することで、利用者が自立した生活を送れるよう支援します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス延べ利用者数(人)	465	425	405	430	430	430

② 通所型サービス（通所介護）

- 従前の介護予防通所介護に相当するサービスです。通所介護施設等で、食事・入浴等の基本的なサービスや、機能訓練等の生活機能の維持・向上を支援するサービスを提供します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護相当サービス延べ利用者数(人)	1,032	1,072	1,050	1,100	1,100	1,100

③ 通所型サービス（通所型サービスC）

- 生活機能を改善するための運動機能の向上を目的に、市川三郷病院にて運動指導を実施します。
- 終了後も運動の継続ができるような場の確保について検討します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所型サービスC延べ利用者数(人)	262	287	216	280	290	290

④ 訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供

- ・ 訪問型サービス及び通所型サービスの一体的な提供の実施方法について検討します。

⑤ 介護予防支援事業

- ・ 総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行うとともに、高齢者の状態やおかれている環境等にに応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。現在、本町ではすべてのケアマネジメントを民間事業者に委託しています。居宅介護支援事業所や介護支援専門員(ケアマネジャー)の減少等がみられる中、今後も適切な介護予防支援が継続されるよう、事務負担軽減なども検討していきます。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアマネジメント延べ実施者数(人)	727	736	710	730	730	730

(3) 一般介護予防事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り元気に過ごすことができるよう、また、介護が必要となっても生きがいと役割を持って生活できる地域づくりを目指して、住民運営の通いの場を充実させます。また、参加者の継続・拡大を図るとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進します。

【主な取り組み】

① 介護予防把握事業

- ・ 介護予防事業を適切に展開するため、相談事業や各事業、地区組織の健康教室等で実施した相談内容や収集した情報を基に、支援を必要とする高齢者についての把握を図ります。

② 介護予防普及啓発事業

- 地区組織やサロンでの介護予防に関する健康教室の開催等を通して、自宅でもできる介護予防活動を紹介するとともに、介護予防の重要性についての普及・啓発を図ります。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区組織・地区健康教室・サロンの健康教室延べ参加者数（人）	374	335	350	380	380	380

③ 地域介護予防活動支援事業

- 地域の高齢者が集まる各地区組織やサロンに、関係職員や市川三郷町スポーツクラブの職員、専門職等が出向いて介護予防の普及・啓発を図るとともに、住民主体の介護予防活動を育成・支援します。また、いきいき百歳体操の普及を図ります。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツクラブ職員派遣回数（回）	33	49	3	45	50	55
いきいき百歳体操実参加者数（人）	76	138	158	180	190	200

④ 一般介護予防事業評価事業

- 各介護予防事業に対応した目標値を設定し、参加者数や参加率、参加者の状態の変化等の達成状況についての把握と検証を行います。

⑤ 地域リハビリテーション事業

- 介護予防の取り組みを推進するため、地域のリハビリテーション専門職がサロン等に出向き、助言等を実施します。
- リハビリテーション提供体制について検討していきます。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リハビリテーション専門職派遣回数（回）	2	2	1	2	2	2

(4) 介護予防の啓発及び支援

高齢者が要介護状態となることを予防するため、地域包括支援センターを中心に、介護予防に関する基礎知識の普及と、介護予防の効果と重要性についての啓発を図ります。また、介護予防に関しての相談や必要な支援を行います。

【主な取り組み】

① 地域包括支援センターを中心とした普及啓発と相談支援の推進

- 「市川三郷町地域包括支援センターだより」の発行や町ホームページ等を通して周知を行うとともに、各地区組織やサロン等に出向き、介護予防についての普及啓発やニーズに応じた相談、研修を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「市川三郷町地域包括支援センターだより」発行回数（回）	2	2	2	2	2	2
各地区組織等研修会での普及・啓発実施回数（回）	16	18	13	15	15	15

(5) 高齢者の実態把握と介護予防支援

訪問時や本人・家族からの相談、民生委員・児童委員や民間組織等による連携を通して、高齢者の生活実態の把握と、支援を必要とする高齢者の把握に努めます。また、要介護状態を予防する自立支援を目的に、基本チェックリストを活用した総合事業対象者の把握を行います。加えて、介護予防に関するボランティア等、地域活動を担うグループや組織の育成と支援を通して、地域が一体となった介護予防体制づくりを推進します。

【主な取り組み】

① 総合事業対象者等の早期発見・把握

- 相談業務や各地区組織の研修会等に出向き、対象となる高齢者の把握を行います。
- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員等と連携しながら、実態把握に努めます。
- 基本チェックリストを用いた、総合事業対象者の把握を行います。

② 地域包括支援センターによる介護予防の推進

- 各地区組織等の研修会等へ職員が出向き、介護予防についての説明を行うことで、普及啓発を図ります。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
各地区組織等研修会での普及・啓発実施回数（回）【再掲】	16	18	13	15	15	15

③ 地域での介護予防活動組織等の人材育成支援

- 関係機関と連携し、各地区組織で介護予防活動においてリーダー的役割を担うことのできる人材の育成に取り組みます。

(6) 介護予防におけるデータ利活用の推進

効果的な高齢者保健福祉事業の展開や、保健事業と介護予防の一体的推進を図るため、介護予防にかかるデータを活用した分析を行い、必要となる取り組みの検討を進めます。

【主な取り組み】

① 介護予防にかかるデータの利活用の検討

- 国保データベース(KDB)システムや後期高齢者医療、介護保険給付にかかるデータ、「『見える化』システム」等のデータを活用した分析を行い、必要となる高齢者施策についての検討を進めます。

基本目標 2 地域全体で暮らしを支えるまちづくり

基本施策 1 地域福祉の推進

医療・介護・予防・住まい・生活支援等を一体的に推進する「地域包括ケアシステム」を推進する上では、高齢者のみならずすべての地域住民が「自助」「互助」「共助」の視点を持つことが必要となります。制度・分野や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体や地域住民の参画によって、暮らしや生きがい、地域をともに作っていく「地域共生社会」を実現するため、様々な悩みや不安に対応する相談体制の整備を図ります。また、「認め合い支え合う福祉の心」が養われるよう、ライフステージに応じた福祉教育の推進や、地域福祉活動を担うボランティアの育成を図ります。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手を「そのような人はいない」と回答した高齢者の割合	32.7%	30.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

(1) 地域共生社会に向けた身近な相談体制の整備

高齢者が抱える多岐に渡る悩みや不安に対応できるよう、町内の相談窓口には、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の資格を持つ職員や保健師等の専門職を配置し、問題解決に向けた取り組みを推進します。また、利用者への相談支援体制を強化するため、各事業所や関係機関との連携を図り、利用者と事業者の調整機能の向上を図ります。加えて、相談内容の多様化・複雑化に対応するため、保健・福祉・介護等についてワンストップで相談対応を行うことのできる体制の構築について検討を進めます。

【主な取り組み】

- ① 保健・福祉にかかる相談窓口の充実
 - ・ 介護支援専門員（ケアマネジャー）や保健師、看護師、社会福祉士等の資格を有する職員の確保・配置とスキルアップに努め、相談窓口の機能強化を図ります。
- ② 相談支援ネットワーク体制の構築
 - ・ 各事業所や関係機関等と連携した相談支援体制を整備します。
- ③ 総合相談支援体制の構築
 - ・ 保健・福祉・介護等に関する担当の緊密な連携により、介護にとどまらない多岐にわたる内容に対応する、包括的に相談を受けることのできる総合相談支援体制を構築し、地域共生社会の実現に向けた対応を図っていきます。

(2) 福祉教育の推進

学校教育では、様々な機会の提供を通して、福祉教育の推進を図ります。また、市川三郷町社会福祉協議会と連携しながら、小・中学校において、高齢者疑似体験や車いす体験、福祉用具体験等の体験学習や福祉講話、障がいのある人や高齢者との交流等を実施します。

【主な取り組み】

① 学校における福祉教育・体験学習の実施

- 小・中学生に向けて、福祉教育や福祉講話、体験学習、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症や手話、介護等についての啓発を図ることで、子どもの頃から福祉の心を育みます。
- 障がいのある人が行う福祉講話・手話講座の実施に向け、関係機関との連絡・調整を図ります。
- 介護現場が、町内の中学校・高等学校が実施する職場体験等の実習の場の一つとなるよう、生徒の受け入れを支援します。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小・中学校体験学習実施件数（件）	7	6	2	3	5	5
福祉教育実施件数（件）	3	3	2	2	2	2
福祉講話・手話講座実施件数（件）	7	6	3	10	10	10

(3) ボランティア等の育成及び支援

町民の多様なニーズに柔軟に対応するサービスを提供するとともに、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、様々なサービスを提供しているNPOやボランティア団体による活動を支援します。また、市川三郷町社会福祉協議会と連携しながら、ボランティアを担う人材の確保・育成を図ります。

【主な取り組み】

① 社会福祉協議会におけるボランティア確保の支援

- ボランティアに従事する人材の確保を図るため、ボランティア入門講座・ボランティア養成講座を開催し、活動登録者数の増加を図ります。
- ボランティア団体の活動内容の充実を図るため、支援を行います。

② NPOやボランティア団体への支援

- NPOやボランティア団体等の活動の活性化を図るため、活動に対するニーズを把握し、適切な支援を図ります。
- ボランティア連絡協議会における、ボランティア団体間の情報交換の活性化を図ります。

③ 町民に対するボランティアに関する情報提供

- NPOやボランティア団体による活動内容や、ボランティア活動を担う人材の確保について、広報紙や町ホームページ等を活用して周知します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア連絡協議会加入団体数（団体）	26	27	29	30	31	32

基本施策2 住環境の整備

高齢者のみならず、誰もが安全・安心に暮らすことのできる住環境を整備することが求められています。高齢者が普段の生活において安心して外出できるよう、交通安全対策を推進するとともに、利用しやすい公共施設・交通機関の整備を図っていきます。また、災害発生時には、高齢者や要介護者は、災害弱者となり得ることから、日頃から消防団や自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係機関と連携しながら、防災・減災に向けた体制を整備するとともに、避難行動要支援者についての情報把握と支援策の検討を図ります。加えて、新たな脅威となっている感染症への対策を図るため、感染防止に向けた啓発を推進します。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
心配事や悩み事は何ですかに「心配事はない」と回答した高齢者の割合	8.5%	10.0%
心配事や悩み事において「災害時の対応のこと」と回答した高齢者の割合	21.9%	20.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

(1) 公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進と民間施設への提言

町内の公共施設・民間施設を高齢者にとって利用しやすいものとしていくため、都市計画マスタープランに基づいて、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの考えを踏まえたまちづくりを推進します。

【主な取り組み】

① 公共施設や公園等のバリアフリー化の推進

- 町内の公共施設や公園、その他多くの町民が利用する施設等の建設・改修においては、バリアフリー化を推進します。

② ユニバーサルデザインの普及啓発

- ユニバーサルデザインの考え方について、町民全体に広く周知・啓発します。

(2) 交通安全対策の推進

高齢者が安心して外出し活動できるよう、通行の障害となる段差や傾斜のある道路、カーブミラーや道路照明灯、ガードレール等の交通安全施設が必要となる箇所については、計画的な整備・修繕を行うとともに、公共交通機関の利用に対する支援を行います。また、高齢者を対象とした交通安全啓発活動を推進します。

【主な取り組み】

- ① 交通弱者に配慮した道路（歩道）の整備の推進
 - ・ 関係機関と連携しながら、高齢者や障がいのある人等の交通弱者に配慮した道路（歩道）の整備を推進します。
- ② 交通弱者への対策
 - ・ 町内に居住する88歳以上の住民、介護慰労金対象者に「福祉タクシー券」を年間24枚配布し、タクシーの初乗料金を助成します。
 - ・ 運転免許証を返納した高齢者に対しての対策を検討します。
- ③ 公共交通利用への支援
 - ・ 庁内関係課や関係機関等と連携を図り、公共交通の利用状況や、高齢者からのニーズ等を踏まえて、コミュニティバス等の充実に向けた支援を行います。
- ④ 交通安全教室の開催
 - ・ 地区サロン等からの依頼に応じて、高齢者に向けた交通安全教室を開催します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン等での交通安全教室開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

(3) 防災・減災体制の整備

災害発生時に、高齢者を含む災害弱者が迅速に避難行動をとることができるよう、避難行動及び避難生活を支援する体制の整備を図ります。また、高齢者のみならず町民全体の防災意識の高揚を図るため、定期的な防災訓練を実施します。

【主な取り組み】

- ① 総合防災訓練の実施
 - ・ 町民一人ひとりの防災行動力の向上と防災意識の高揚を図るため、総合防災訓練を実施します。

② 避難行動要支援者支援制度の推進

- 高齢者や障がいのある人等が災害発生時に安全に避難できるよう、防災訓練説明会時に、避難行動要支援者支援制度について各区長への説明を行います。
- 制度説明を含めた登録用紙を全世帯へ配布し、制度の普及を図ります。

③ 避難行動要支援者登録台帳の整備

- 避難行動要支援者としての登録申請を基に避難行動要支援者登録台帳を作成し、定期的な更新を徹底します。
- 災害発生時に適切な避難行動をとることができるよう、避難行動要支援者登録台帳にある情報について、各区長や民生委員等と共有し、対応策の検討を図ります。
- より多くの支援を必要とする人に登録してもらえるよう、災害時要支援者対策を推進します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
避難行動要支援者登録台帳登録者数（人）	509	430	400	400	400	400

④ 消防団、自主防災組織等との連携強化

- 防災・減災体制の整備のため、消防団及び自主防災組織との連携を図ります。

⑤ 福祉避難所の整備

- 災害発生時に、高齢者等の災害弱者の避難生活の拠点となる福祉避難所が円滑に開設できるよう、関係機関と連携・協力し体制を整備します。
- 福祉避難所の役割を担う社会福祉施設等と協定を締結する等の連携を進めます。

⑥ 赤十字奉仕団の活動支援

- 赤十字奉仕団と連携して、研修会を年3回、災害救護訓練を年1回実施します。また、各地区の防災訓練で、地域に向けて応急手当等についての訓練指導を実施します。

⑦ 災害時の情報伝達体制の整備

- 防災行政無線やFAX、「エリアメール」等の情報伝達手段を活用して、緊急時に誰でも正確な情報を得られる体制を整備します。

(4) 感染症対策の推進

高齢者のインフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症への感染を予防するため、日頃からの手洗い・うがい・咳エチケット等の感染症対策について啓発します。

【主な取り組み】

① 日常における感染症対策の啓発

- ・手洗い・うがい・咳エチケット等の日常生活において実践できる感染症対策についての周知・啓発を図ります。

② 予防接種の実施及び接種勧奨

- ・高齢者インフルエンザや高齢者肺炎球菌ワクチン等の予防接種について周知し、接種勧奨を行います。

(5) 防犯体制の整備

高齢者宅を狙った空き巣や特殊詐欺、悪質な訪問販売・住宅改修等による被害、インターネット通販等によるトラブル等による被害が後を絶たないことから、防犯教室の開催等を通して、正しい情報の選択を行うことのできる自立した消費者の育成を図るとともに、警察署や消費生活相談員、消費生活協力員等と連携しながら、被害を防ぐための情報提供・相談対応・啓発に努めます。

【主な取り組み】

① 防犯教室の開催

- ・各地区のサロン等からの依頼に応じて、防犯教室を開催します。

② 消費者被害防止に関する啓発の実施

- ・消費者被害防止を啓発するためのリーフレットを作成し、各世帯に配布します。
- ・防災行政無線で、詐欺等の被害防止についての放送を行い、啓発を図ります。

③ 消費生活相談体制の整備

- ・専門的な資格を持った消費生活相談員を配置した相談窓口を富士川町と共同で設置し、町民からの消費生活に関する相談に対応します。
- ・山梨県が委嘱する消費生活協力員を町内から選出し、相談対応を行う消費生活相談会を開催します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消費生活相談員による相談件数（件）	13	18	20	22	24	26
消費生活相談会開催回数（回）	6	6	6	6	6	6

(6) 高齢者の入居・居住支援

高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建築等を推進するとともに、住宅改善に係る相談事業等の充実等を通して、高齢者が住み慣れた居宅で安定した生活を送れるよう支援を図ります。また、高齢者が、介護の必要な状態となっても在宅で自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスのひとつである住宅改修を効果的かつ適正に実施します。加えて、高齢者の住まいとなるサービス付き高齢者住宅や軽費老人ホーム（ケアハウス）、高齢者用アパート等の情報を提供します。

【主な取り組み】

① 高齢者等居住促進事業の推進

- 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を含め、今後の住宅整備に関する方針や高齢者の住まい方について検討します。
- バリアフリー・緊急通報装置が整備され、生活援助員からサポートが受けられる、高齢者の安全と利便に配慮された町営住宅内のシルバーハウジングの管理を適正に行い、ハード・ソフトの両面から高齢者の自立した生活を支えます。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバーハウジング入居者数（人）	30	30	30	30	30	30
生活援助員派遣事業利用者数（人）	30	30	30	30	30	30

② 住宅改修事業の推進

- 高齢者が在宅で自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度やそれに準じた住宅改修事業を推進します。

③ サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、高齢者用アパート等の情報提供

- 高齢者の住まいとなるサービス付き高齢者住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）、養護老人ホーム、高齢者用アパート、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）について、周知を行います。
- これらの施設の整備について、高齢者本人とその家族からのニーズを把握しながら、方針を検討します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス付き高齢者住宅入居者数（人）	-	-	-	-	-	-
軽費老人ホーム（ケアハウス）入居者数（人）	-	-	16	17	17	17
養護老人ホーム措置者数（人）	13	11	7	7	7	7
高齢者用アパート入居者数（人）	-	-	7	8	9	9
生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）入居者数（人）	0	0	0	0	0	0
老人福祉センター設置箇所数（箇所）	0	0	0	0	0	0

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

基本施策1 地域包括支援センター事業の推進

住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的かつ包括的に提供される地域包括ケアシステムを推進するため、高齢者向けの相談・支援の窓口である地域包括支援センターを、地域の高齢者福祉ネットワークの中心として位置づけるとともに、関係機関との連携強化や相談体制の整備を通してその機能を強化していきます。また、地域課題の把握とその解決に向けた地域資源の開発を図るため、介護・医療・保健・福祉等の関係者による地域ケア会議等による協議を行います。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
地域包括支援センターの役割を「知っている」と回答した高齢者の割合	28.4%	33.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

(1) 市川三郷町地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核拠点として設置されています。また、介護・医療・保健・福祉等の側面から高齢者を支える「総合相談窓口」としての役割も担っています。地域包括支援センターの機能強化に向けて、関係機関との連携強化や地区組織等と連携した取り組みの実施、相談支援体制の充実に取り組んでいきます。

※本町の地域包括支援センターは、市川三郷町役場福祉支援課窓口には設置されています。

【主な取り組み】

① 地域包括支援センター運営協議会の実施

- 「市川三郷町地域包括支援センター運営協議会」を開催し、関係者による意見交換や情報共有、協議等を通して地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター運営協議会開催回数（回）	2	2	2	2	2	2

② 相談事業・支援事業の実施

- 介護予防や介護保険制度、健康づくり、在宅医療、権利擁護等、介護・保健・医療・福祉の各分野の相談に対応できる総合的相談体制を整備します。
- 広報紙や町ホームページ等を通して、相談窓口について周知を図ります。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ相談件数（件）	2,377	4,253	3,600	3,750	3,800	3,850

③ 関係機関との連携強化

- 介護・保健・医療・福祉サービスを円滑に実施するとともに、地域の課題解決や多様化するニーズへの対応を図るため、関係機関との連携を一層強化します。
- 町内事業所、町訪問看護ステーションとの連絡会を開催し、連携を図っていきます。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する情報支援や、研修等による質の向上、介護支援専門員（ケアマネジャー）同士及び行政機関や関係機関とのネットワーク構築を目的として、介護支援専門員連絡会や研修会を定期的に開催します。

④ 各地区組織等の研修会への参加

- 民生委員・児童委員協議会や愛育会等の地区組織が実施する研修会等に参加し、新たなニーズの発掘を図るとともに、地域住民との顔が見える関係の構築を図ります。
- 各地区サロンに出向き、様々なニーズに応じた相談や研修を行います。

(2) 地域ケア会議の拡充

高齢者の暮らしに対する支援を充実させることを目的として、介護・医療・保健・福祉等の各分野の関係者等で構成される地域ケア会議を行います。

【主な取り組み】

① 地域ケア会議の開催

- 高齢者等、住民の多様なニーズに対して処遇検討や連絡調整を行い、関係者が協働して解決を図ることで、その人らしい生活や維持増進を支援するため、地域ケア会議を定期的に行います。
- 高齢者の能力を活かした自立支援に資するケアマネジメントを図れるよう、多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討し、情報共有や意見交換を行う場として、自立支援型地域ケア会議を開催していきます。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議開催回数（回）	21	21	21	21	21	21
自立支援型地域ケア会議開催回数（回）	0	0	1	3	3	3

② 地域ケア推進会議の開催

- 地域の実情に沿って、より良い地域包括ケア実現のために地域ケア会議で抽出された地域課題を的確に把握し、対応策の検討と支援体制の検討・整備や、地域資源の開発につなげるため、地域ケア推進会議を開催し、協議を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア推進会議開催回数（回）	0	1	1	1	1	1

③ 地域住民に向けた広報・情報提供の充実

- 地域ケア会議で検討した内容について、必要に応じて地域住民に向けた情報発信を行います。

基本施策2 在宅生活を続けるための生活支援

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続させるためには、高齢者の在宅での生活を支援するサービスを充実させることが必要となります。アンケート調査結果において、最期を迎えたい場所として「自宅」を望む声が最も多いことから、その重要性がうかがえます。在宅福祉にかかる各種サービスを充実させるとともに、高齢者の家族・介護者への支援も併せて充実させることで、高齢者の住み慣れた在宅での生活を支援します。また、生活支援コーディネーターを中心とした、高齢者の日常生活を支援するための仕組み・方策を検討する体制を整備します。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
自分の望んでいる場所で最期を迎えることができると思うかに「できると思う」と回答した高齢者の割合	29.5%	32.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

(1) 在宅福祉サービスによる支援

介護サービスだけでは供給が難しい、在宅の高齢者の生活を支援する各種サービスを提供し、在宅福祉の充実に努めます。また、サービスを必要としている人が適切に利用できるよう、民間サービスを含め各種サービスについての周知を図ります。

【主な取り組み】

① 高齢者生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス）

- ・ 高齢者の社会的孤立感の解消や身体機能の向上を図るため、虚弱高齢者や閉じこもり状態にある高齢者を対象とした交流の場を提供します。
- ・ 交流の場については、地域間で利用格差があるため、必要に応じて拡充を検討します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ミニデイサービス延べ利用者数 (市川・三珠地区) (人)	553	541	590	590	590	590
ミニデイサービス実施回数 (市川・三珠地区) (回)	1,968	1,809	1,973	1,975	1,975	1,975
ミニデイサービス延べ利用者数 (六郷地区) (人)	172	114	124	124	124	124
ミニデイサービス実施回数 (六郷地区) (回)	633	403	440	440	440	440

② 外出支援サービスの実施

- ・ 寝たきりの人や車いすの人等、外出・移動に困難のある高齢者に対し、移送用車両による医療機関への送迎を行います。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外出支援サービス実利用者数（人）	3	3	3	3	3	3
外出支援サービス延べ利用者数（人）	31	34	34	35	35	35
外出支援サービス利用回数（回）	82	92	92	96	96	96

③ 配食サービス事業の実施

- ・ 高齢者のみの世帯や障がい等により調理が困難な人、安否確認が必要な人等に対し、栄養バランスのとれた食事の配達を行うとともに安否確認を行います。
- ・ 毎月検討会を開催し、利用状況や献立について確認を行っていきます。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス実利用者数（人）	139	140	145	146	147	148
配食サービス延べ利用者数（人）	1,145	1,200	1,275	1,336	1,400	1,467
配食サービス利用回数（回）	13,777	14,643	16,278	16,500	17,000	17,500

④ 軽度生活援助事業の実施

- ・ シルバー人材センターから人材を派遣し、高齢者や障がいのある人に対して、軽度の生活援助（家屋の修理、植木の剪定、除草作業、障子等の張り替え、屋内清掃等）を行います。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
軽度生活援助実利用者数（人）	49	58	54	58	58	58
家屋修理件数（件）	3	1	2	2	2	2
植木剪定件数（件）	40	44	42	43	43	43
除草作業件数（件）	21	24	23	25	25	25
障子等張替（件）	4	8	6	7	7	7
屋内清掃（件）	3	5	4	6	6	6
その他（農作業等）（件）	0	0	0	0	0	0
その他（粗大ごみ搬出、庭木消毒等）（件）	2	2	2	2	2	2

⑤ ふれあいペンダント設置事業の実施

- ひとり暮らしの高齢者等が、急病時や緊急時に迅速に支援を受けることができるよう、24時間対応が可能な緊急通報システムを貸与します。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあいペンダント保有台数（台）	100	100	100	100	100	100
ふれあいペンダント貸与台数（台）	72	72	78	86	86	86

⑥ 訪問理美容サービス事業の実施

- 在宅で寝たきりの人を対象に、訪問理美容サービスの利用料金を一部助成します。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問理美容サービス利用者数（人）	0	2	2	3	3	3
訪問理美容サービス利用回数（回）	0	6	6	7	7	7

(2) 要介護・要支援高齢者の家族介護者への支援の充実

要介護・要支援認定を受けている高齢者を在宅で介護している介護者が継続的に介護を行うことができるよう、心身の負担の軽減に向けた相談支援体制の整備を推進します。また、介護者同士の慰労や情報交換等を推進するため、高齢者の家族介護者が集うことのできる機会を提供します。

【主な取り組み】

① 相談支援体制の充実

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や保健師や看護師、社会福祉士等の資格を有する職員が相談対応にあたることで、家族介護者の心身の負担の軽減に努めます。

② 家族介護用品支給事業の実施

- 在宅で介護を行っている住民税非課税の世帯に対し、介護給付の対象外である介護用品購入費の支給を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護用品支給（要介護3）（人）	6	6	6	6	6	6
家族介護用品支給（要介護4）（人）	6	5	6	6	6	6
家族介護用品支給（要介護5）（人）	4	5	5	5	5	5

③ 介護者同士の交流の場の提供

- 介護者のつどいや男性介護者のつどい等の介護者教室を開催し、介護者への慰労を図るとともに、介護者同士の情報交換を促進します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護者のつどい実施回数（回）	1	1	0	1	1	1
男性介護者のつどい実施回数（回）	4	4	0	4	4	4

④ 介護慰労金支給事業

- 在宅で、寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している介護者を労う慰労金を支給します。

⑤ 介護離職防止に向けた取り組みの推進

- 介護のために離職を余儀なくされる人をなくすため、関係機関と連携しながら、家庭での介護を支援する取り組みについて実施・検討を図ります。

(3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

地域住民等が連携して高齢者等の日常生活を支援するための仕組みを整備するため、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行います。また、支援のネットワーク化等を行う生活支援コーディネーターの活動や、協議体「市川三郷町にあったらいいな！をつくる会議」での協議・検討を推進することで、地域の自助・互助の活性化につなげます。

【主な取り組み】

① 生活支援コーディネーターの活動支援

- 生活支援コーディネーターが地域に出向き、地域住民との情報交換等を通して、地域資源の発掘やニーズの把握を行い、協議体に結果報告を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援コーディネーター設置人数（人）	1	1	1	1	3	3

② 協議体「市川三郷町にあったらいいな！をつくる会議」での協議・検討

- 市川三郷町に必要な「あったらいいな！」と思うサービスの実現に向けて、地域において不足しているサービスの抽出とその実現を図るため、生活支援コーディネーター、関係機関・行政職員等で構成される協議体での協議・検討を行います。
- 住民の自主的な支えあい活動の推進を図る観点から、第2層圏域の協議体づくりに着手します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「市川三郷町にあったらいいな！をつくる会議」開催回数（回）	5	7	4	2	2	2
各地域における協議体開催回数（準備、勉強会等を含む）（回）	-	-	-	3	5	7

(4) 高齢者を見守る体制の整備・充実

高齢者のみならず、地域住民全体が安心して暮らすことができるよう、「地域見守り事業に関する協定」を結んだ事業者が営業時に異変を感じた場合、町や消防・警察へと連絡を行う地域見守り事業、虐待防止ネットワーク事業、徘徊SOSネットワーク事業等による取り組みを推進します。また、地域全体で高齢者を見守る体制を構築するため、これらの取り組みについて町民全体に広く周知します。

【主な取り組み】

① 民生委員・児童委員による支援体制の充実

- 民生委員・児童委員による定期的な訪問・見守り活動を通じ、支援が必要となる高齢者についての状況把握を行います。
- 定期的な民生委員・児童委員協議会研修会を開催し、情報共有やスキルアップを図ります。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員協議会研修会の実施回数（回）	2	2	3	3	2	2

② 地域における見守り体制の構築促進

- ひとり暮らしの高齢者等が、急病時や緊急時に迅速に支援を受けることができるよう、24時間対応が可能な緊急通報システムを貸与します。【再掲】
- 県内で活動する事業所等と、見守り活動への協力に関する協定を締結し、日頃の業務の中で地域の高齢者の異変に気付いた際に、その状況を町や関係機関へ報告を受けることで、早期に問題解消を図ります。
- 青色パトロールカーによる日常的な巡回パトロールにより、町内を見守るとともに、関係機関等との連携を図ります。
- 高齢者及び障がいのある人への虐待防止及び早期発見並びに早期対応、再発防止に向けて、関係機関、関係団体及び関連する職務に従事する者が連携して、虐待防止ネットワーク事業についての協議並びに必要な措置を行います。
- 事前に登録した認知症等により徘徊の恐れのある人の情報を、警察署や地域包括支援センター等の関係機関で共有し、徘徊した際に一刻も早く発見するための徘徊SOSネットワークを構築します。
- 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人の見守り体制の充実を図ります。

③ 町民に対する見守りについての周知・啓発

- 地域全体による見守りを促進するため、広報紙や町ホームページを活用して、高齢者見守り事業や虐待防止ネットワーク事業、徘徊SOSネットワーク事業に関する周知や情報提供を行います。

基本施策3 医療と介護の連携を推進するための仕組みづくり

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の介護・医療・保健・福祉等の関係機関の連携強化と多職種による協働を通して、在宅医療と介護の連携を推進します。本施策においては、峡南地区5町で委託している峡南在宅医療支援センター及び峡南地区5町の緊密な連携のもと、以下の取り組みを推進します。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
「峡南地域入退院時の病院とケアマネジャーの連携」に満足していると答えた医療機関・事業所の割合	58.3%	63.0%

※「峡南地域入退院時の病院とケアマネジャー連携ルール」活用状況調査より

(1) 現状分析・課題抽出・施策立案

- 各地域の医療機関や介護事業所、その他の福祉資源等について把握し、関連施設の一覧表となるマップの作成と更新を行います。また、峡南在宅医療支援センターのホームページにも掲載し、周知を図っていきます。
- 地域ケア会議等において、医療・介護・保健・福祉等の様々な職種の観点から、在宅医療・介護の連携上の課題の抽出を図るとともに、その対応策について検討します。
- 施策の推進にあたっては、峡南在宅医療センター、町内医療機関、介護事業所等と連携を図りながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供を支援します。

(2) 対応策の実施

- 峡南在宅医療支援センター、町内医療機関、介護事業所等と連携しながら、連携に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 在宅医療・介護連携への地域全体の理解を深めるため、地域住民向けの在宅介護・医療連携に関するパンフレットの作成・配布、地域住民も対象とした講演会の開催などにより周知を図ります。
- 医療・介護関係者の顔のみえる関係づくりや、情報交換の場としての効果的な連携体制の構築を図るため、関係機関と連携しながら、医療・介護をはじめとする多職種協働のための研修会を開催します。
- 入退院時の病院スタッフと介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携について取りまとめた「峡南地域入退院時の病院とケアマネジャー連携ルール」について周知し、活用促進を図るなど、地域の医療・介護関係者の入退院時等についての情報共有の支援を行います。

基本施策4 高齢者虐待防止・権利擁護の推進

高齢者が虐待により人権を侵害されることを防ぐため、高齢者虐待の未然防止・早期発見・早期対応に向け関係機関と連携しながら取り組みを推進します。また、高齢者が安心して日常生活が送れるよう、高齢者の権利や財産、尊厳ある暮らしを守るための相談や、情報提供を行うとともに、体制の構築を図ります。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
財産管理をするのに利用したいサービスが「わからない」と回答した高齢者の割合	45.4%	42.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

(1) 高齢者の虐待防止ネットワーク体制づくり

高齢者の虐待防止に向け、虐待防止に関する啓発を通して理解促進を図ります。また、関係機関と連携を図りながら、虐待防止を推進するための取り組みについて協議・検討します。

【主な取り組み】

- ① 高齢者の虐待防止ネットワーク体制の充実
 - ・虐待防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待防止に向けた取り組みについて検討を図ります。
- ② 市川三郷町「虐待防止活動期間」における高齢者虐待防止啓発の推進
 - ・毎年11月1日から11月10日までの市川三郷町「虐待防止活動期間」において、高齢者虐待の防止についての理解を促進するための啓発活動を行います。
- ③ 虐待防止ネットワーク協議会の開催
 - ・高齢者の虐待の早期発見や早期対応、再発防止を図るとともに、高齢者の平穏な生活の確保を図るため、虐待防止ネットワーク協議会を年2回開催し、協議を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待防止ネットワーク協議会開催回数（回）	2	2	2	2	2	2

(2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用支援

成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護にかかる制度・事業の利用案内を行うとともに、制度・事業等について町民に広く周知します。

また、成年後見制度の利用が必要な人のうち、身寄りがなく申立人がいない場合、町長による法定後見（後見、補佐、補助）開始の審判申立てを行います。

【主な取り組み】

① 成年後見制度・日常生活自立支援事業の周知・利用促進

- 市川三郷町社会福祉協議会や各種関係機関と連携しながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての周知を図ります。また、利用を必要とする人については、相談に応じるとともに、制度説明と利用案内を行います。

② 成年後見制度利用支援事業の実施

- 成年後見制度の利用が必要な人のうち、身寄りがなく申立人がいない場合、町長による法定後見（後見、補佐、補助）開始の審判申立てを行います。
- 申立費用や後見人等の報酬の負担が困難とみられる高齢者に対し、申立経費や後見人等の報酬の助成を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町長申立による法定後見申立件数（件）	0	0	0	1	1	1

(3) 市民後見人制度整備の推進

成年後見制度の担い手となる市民後見人の育成や、市民後見人の活動を支援する組織体制の整備を進めるため、近隣自治体や市川三郷町社会福祉協議会をはじめとする関係機関と検討を図り、研修等に参加します。

基本施策5 認知症の人と家族を支える仕組みづくり

高齢化とともに、何らかの支援を必要とする認知症高齢者は増加傾向にあります。今や認知症は誰でもなり得る病気であることから、認知症になっても、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続することのできる環境を構築することが求められています。認知症の予防を推進することと、認知症の人の生活を支援する体制を整備することを両輪として、認知症の人とその家族・介護者を支える仕組みづくりを推進します。

◆成果指標

指標名	実績値 (令和元年度)	目標値 (令和4年度)
認知症に関する相談窓口を知っている高齢者の割合	33.4%	37.0%

※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

(1) 普及啓発・本人発信支援

認知症についての正しい理解を持つ認知症サポーター及び認知症キャラバンメイトの育成、認知症になったときに必要な支援についてまとめた認知症ケアパスの普及等を通して、認知症についての正しい知識を地域全体に広く周知します。

【主な取り組み】

① 認知症サポーター養成講座の開催

- 幅広い町民に認知症の人及び認知症への理解を広め、地域での見守り体制を充実させるため、認知症について正しく理解し、適切な対応をとることのできる認知症サポーターを養成する講座の開催を、町内の小・中・高等学校、消防団、事業所等へ働きかけ、地域で見守るネットワークの構築を推進します。
- 講座の開催を周知するポスターの作成・掲示やチラシの配布等の普及啓発を行い、認知症サポーターの増員を図ります。
- 認知症サポーター養成講座受講者に対し、地域で活躍できるよう、勉強会等の学習の機会を設けていきます。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座開催回数（回）	6	4	7	4	4	4
認知症サポーター延べ人数（人）	2,763	2,834	2,904	2,960	3,000	3,040

② 認知症キャラバンメイトの育成

- 地域で主体的に認知症支援を推進することができるよう、「認知症サポーター養成講座」の講師役となる認知症キャラバンメイトの養成を目的とした研修会や学習会を定期的に行い、認知症キャラバンメイトの育成と資質の向上を図ります。
- 認知症キャラバンメイトの役割を担う人材を確保するため、学習会参加への呼びかけや町独自の研修等を実施します。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症キャラバンメイトフォローアップ研修開催回数（回）	6	1	1	1	1	1
認知症キャラバンメイト人数（人）	63	68	66	70	72	74

③ 認知症ケアパスの普及

- 認知症を発症したときから、生活機能障がいの進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるか、具体的な機関名やケアの内容についてまとめた「市川三郷町認知症を支える安心ガイド（認知症ケアパス）」の内容を、随時更新していきます。
- 「市川三郷町認知症を支える安心ガイド（認知症ケアパス）」に、町内の認知症に関する相談窓口についての情報を掲載し、認知症状が初期段階の人や軽度の認知症の人でも気軽に相談できる窓口について周知を図ります。
- 作成した「市川三郷町認知症を支える安心ガイド（認知症ケアパス）」を、認知症サポーター養成講座や各種イベント等で配布を行うとともに、町ホームページに掲載し、周知を図ります。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市川三郷町認知症を支える安心ガイド（認知症ケアパス）配布数（冊）	230	177	70	70	80	100
相談窓口・相談医の周知回数（回）	10	10	7	7	8	10

④ 認知症の人本人による発信への支援

- 認知症の人本人やその家族が、自身の希望やニーズについて意見交換を行う機会の提供について検討します。

(2) 予防

認知症の「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味を持ちます。運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消を図ることや社会において役割を持つこと等が、認知症予防につながるとされています。これらの取り組みにかかる健康づくりや「通いの場」の充実等を図るとともに、高齢者の積極的な参加を促進することで、認知症の発症予防・進行の抑制を図ります。

【主な取り組み】

① 健康相談・訪問指導事業【再掲】

- ・ 高齢者の心と身体の健康管理・疾病予防・健康増進を図るため、健康相談や訪問指導を実施します。

② いきいきはつらつ貯筋教室【再掲】

- ・ 運動習慣を定着させ、生活習慣病やロコモティブシンドロームの発症予防や転倒予防を図るため、運動教室を実施します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ参加者数（人）	953	946	770	840	980	1,120

③ いきいき百歳体操の実施

- ・ 運動機能の維持・向上だけでなく、地域住民同士の身近な集い・社会的交流の場としても有効ないきいき百歳体操の実施を通して、地域のつながりが深まるよう支援します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき百歳体操実参加者数（人） 【再掲】	76	138	158	180	190	200

④ 口腔ケアセミナー（よい歯ではっぴい！認知症予防教室）の実施

- ・ 一般高齢者や口腔機能の低下がみられる人を対象とした口腔ケアセミナーにて、口腔機能の維持・増進と認知症予防の関係について啓発します。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
口腔ケアセミナー（よい歯ではっぴい！認知症予防教室）受講者数（人）	32	29	0	40	40	40

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知機能の低下がある人や認知症の人に対して、早期発見・早期対応を行うことができるよう、認知症地域支援推進員の活動支援や認知症初期集中支援チームによる支援を行うとともに、医療・介護従事者の認知症への対応力を高めるための研修等を行います。また、認知症の人とその家族介護者の負担軽減を図るため、認知症カフェの開設や各介護サービス事業所等の協力を得ながら介護者教室等の開催を通して、交流や情報交換等を行うことができるよう支援します。

【主な取り組み】

① 認知症地域支援推進員の活動推進

- 認知症施策を展開する仕組みの構築を推進するため、医療機関や介護サービス事業者、地域の支援機関等の調整を担うコーディネーターである認知症地域支援推進員の活動支援を図ります。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症地域支援推進員配置人数（人）	1	1	2	2	2	2

② 認知症初期集中支援チームによる支援

- 複数の専門職によって構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の初期段階にある人の早期対応・早期治療を含めた総合的・包括的な支援を図ります。

③ 「認知症を支える仕組みづくり検討会」の開催と協議

- 地域に認知症についての正しい理解を広めるとともに、認知症の人の生活支援体制を構築するため、「認知症を支える仕組みづくり検討会」を開催し、認知症の人や家族の意見も含めた施策の検討と協議を行います。

<実績値・計画値>

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「認知症を支える仕組みづくり検討会」実施回数（回）	1	0	0	1	1	1
「認知症を支える仕組みづくり検討会」参加人数（人）	8	0	0	10	10	10

④ 多職種連携による認知症対応力の向上

- 介護・医療・保健・福祉の各分野の連携による認知症支援が図られるよう、多職種の連携を図る研修の実施について検討します。

⑤ 認知症の人を支える介護サービスの充実

- 地域密着型のデイサービスや特別養護老人ホームの運営推進会議において、事業所運営やサービス利用者の状況について情報共有を行い、事業所間の連携を図ります。
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の提供を推進するため、2か月に1回運営推進会議に参加し、サービス利用状況の確認と情報共有を行い、事業所との連携を図ります。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型デイサービス運営推進会議開催回数（回）	16	16	16	16	16	16
地域密着型特別養護老人ホーム運営推進会議開催回数（回）	6	6	6	12	12	12
地域密着型グループホーム運営推進会議開催回数（回）	6	6	6	6	6	6

⑥ 認知症の人を支える生活支援サービスの充実

- 有償ボランティア（こまりと手つだい隊）やお話しボランティア、移送ボランティア等の生活支援サービスを担うボランティアの充実を図ります。

⑦ 認知症の人の家族介護者への支援の充実

- 認知症の人の家族及び介護者の交流やリフレッシュ、情報交換等の機会として、家族介護者教室や介護者のつどい、男性介護者のつどいを開催し、家族介護者の負担軽減を図ります。
- 家族及び介護者が介護について学習することのできる場を提供します。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護者のつどい実施回数（回） 【再掲】	1	1	0	1	1	1
男性介護者のつどい実施回数（回） 【再掲】	4	4	0	4	4	4

⑧ 認知症の人と家族介護者が集える居場所づくり

- ・ 認知症の人とその家族介護者が集える居場所として、認知症の人及び家族介護者の交流及び情報提供の場である認知症カフェの運営支援を行います。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ設置箇所数（箇所）	1	2	2	2	2	2

（４）認知症バリアフリーの推進・若年性認知症への支援・社会参加支援

認知症になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、外出や社会参加ができるよう、認知症の人による利用も想定した、バリアフリーに配慮した公共施設や交通手段の整備を図ります。また、地域全体で認知症の人を見守る体制づくりを推進するとともに、若年性認知症の人を支える施策について、関係機関と連携しながら取り組みを検討します。

【主な取り組み】

① 公共施設や公園等のバリアフリー化の推進【再掲】

- ・ 町内の公共施設や公園、その他多くの町民が利用する施設等の建設・改修においては、バリアフリー化を推進します。

② 市川三郷町徘徊SOSネットワークの深化

- ・ 事前に登録した認知症等により徘徊の恐れのある人の情報を、警察署や地域包括支援センター等の関係機関で共有し、徘徊した際に一刻も早く発見するための徘徊SOSネットワークを構築します。【再掲】
- ・ 市川三郷町徘徊SOSネットワーク協議会を開催し、協力機関・関係機関との状況確認や事例について情報共有を行い、連携強化を図ります。
- ・ 地域で声掛け模擬訓練を行うことで、認知症への理解を深め、認知症高齢者への声掛け方法や注意点を学びます。
- ・ 日常生活における偶発的な事故により賠償責任を負うこととなった場合に備えて、徘徊SOSネットワーク登録者を被保険者の対象とする保険に町が加入し、本人や家族が安心して生活できるような環境を整備します。

＜実績値・計画値＞

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市川三郷町徘徊SOSネットワーク協議会開催回数（回）	2	2	3	3	3	3
認知症高齢者等徘徊声掛け模擬訓練開催回数（回）	1	1	0	1	1	1

③ 「チームオレンジ」の設置

- 認知症キャラバンメイトや認知症サポーター等を構成員とするチームを結成し、認知症の人やその家族の外出支援、話し相手等の身近な困りごとについて支援を図る「チームオレンジ」の設置を検討します。
- 「チームオレンジ」の設置に向けて、研修を実施します。

④ 若年性認知症の人への支援の充実

- 若年性認知症の人への支援を図るため、「認知症を支える仕組みづくり検討会」において、実態把握や課題抽出を行い、対応策について協議します。
- 県の「山梨県若年性認知症相談支援センター」や「若年性認知症コールセンター」等の相談窓口について周知します。

⑤ 認知症の人の社会参加への支援

- 認知症の当事者やその家族へ、認知症カフェへの参加を促し、地域で声掛けや見守りを行います。また当事者やその家族が生活に困っていることや、支援を必要としている内容から支援内容を検討します。

基本施策6 持続可能な介護保険制度の確保

高齢化の進行に伴って、今後も介護サービスに対するニーズが高まることが見込まれます。その中で、持続可能な介護保険制度を確保することが求められています。引き続き、サービスを適切に提供できるよう、ニーズを把握しながら、介護サービスの安定的な供給に努めていきます。また、介護需要の増加に対応するため、介護に従事する人材の確保に努めるとともに、緊急時にもサービスを継続して提供できるよう、サービス提供事業所における災害・感染症対策の推進を図ります。

本施策では、それぞれのサービスにおいて、計画期間である2021（令和3）年度から2023（令和5）年度及び団塊の世代全員が後期高齢者となる2025（令和7）年度のサービス量を見込みます。

(1) 介護予防サービスの充実

要支援1・要支援2の認定を受けている高齢者等が利用可能な介護保険サービスです。一人ひとりの健康状態や状況に応じて作成したケアプランに基づき、要介護状態への悪化を防ぎ、身体機能の維持・向上を図る予防を中心としたサービスを提供します。

1. 介護予防サービス

サービス名	サービス内容
①介護予防訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が要支援者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。
②介護予防訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要支援者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
③介護予防訪問 リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要支援者の居宅を訪問し、要支援者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
④介護予防居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な要支援者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑤介護予防通所 リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。
⑥介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
⑦介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援等を行います。
⑧介護予防福祉用具貸与	要支援者の介護予防に資する用具を貸与します。
⑨特定介護予防福祉用具購入	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつに係る用具の購入費の一部を支給します。
⑩介護予防住宅改修	在宅の要支援者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるために必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑪介護予防特定施設入居者 生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している要支援者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。

＜実績値・推計値＞

		実績値（令和2年度は見込）			推計値			将来
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数	0	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	回数	36.4	30.8	30.6	42.2	42.2	42.2	42.2
	人数	7	7	6	8	8	8	8
③介護予防訪問リハビリテーション	回数	68.8	60.7	37.6	72.0	72.0	72.0	72.0
	人数	5	5	4	6	6	6	6
④介護予防居宅療養管理指導	人数	1	3	2	3	3	3	3
⑤介護予防通所リハビリテーション	人数	20	23	25	25	25	25	25
⑥介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	日数	11.4	3.3	28.6	16.0	16.0	16.0	16.0
	人数	1	0	1	2	2	2	2
⑦介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	日数	2.8	3.3	11.0	3.7	3.7	3.7	3.7
	人数	1	1	2	1	1	1	1
⑧介護予防福祉用具貸与	人数	37	39	35	40	40	40	40
⑨特定介護予防福祉用具購入	人数	1	1	1	2	2	2	2
⑩介護予防住宅改修	人数	1	1	2	2	2	2	2
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	1	0	1	1	1	1

※回（日）数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数。

2. 地域密着型介護予防サービス

サービス名	サービス内容
①介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等において、通所してきた軽度の認知症の要支援者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。
②介護予防認知症対応型共同生活介護	通いによるサービスを中心にして、要支援者の希望等に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
③介護予防小規模多機能型居宅介護	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。

<実績値・推計値>

		実績値（令和2年度は見込）			推計値			将来
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0	15.0	15.0	15.0	15.0
	人数	0	0	0	1	1	1	1
②介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0

※回数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数。

3. 介護予防支援

サービス名	サービス内容
①介護予防支援	要支援1・要支援2と判定された人が、介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防プランの作成や、サービス事業との連絡・調整等を行います。

<実績値・推計値>

		実績値（令和2年度は見込）			推計値			将来
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①介護予防支援	人数	59	60	56	63	63	63	66

※人数は1月あたりの利用者数。

(2) 介護サービスの充実

要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、各種介護サービスを提供します。

1. 居宅サービス

サービス名	サービス内容
①訪問介護	介護福祉士やホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
②訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が要介護者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。
③訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が要介護者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
④訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士等が要介護者の居宅を訪問し、要介護者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
⑤居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な要介護者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
⑥通所介護（デイサービス）	日中、デイサービスセンター等に通り、食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで提供します。
⑦通所リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院等の医療機関において、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
⑧短期入所生活介護（ショートステイ）	特別養護老人ホーム等の福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、その他必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
⑨短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援等を行います。
⑩福祉用具貸与	要介護者の介護に資する用具を貸与します。
⑪特定福祉用具購入	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつに係る用具の購入費の一部を支給します。
⑫住宅改修	在宅の要介護者が住み慣れた自宅で生活が続けられるために、必要となる住宅の改修費の一部を支給します。
⑬特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム等が、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介助、その他必要な日常生活上の支援を行います。

＜実績値・推計値＞

		実績値（令和2年度は見込）			推計値			将来
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①訪問介護	回数	2,269.6	2,183.3	2,299.4	2,477.1	2,477.1	2,477.1	2,477.1
	人数	122	117	114	122	122	122	122
②訪問入浴介護	回数	33	31	33	38.0	38.0	38.0	38.0
	人数	6	6	6	7	7	7	7
③訪問看護	回数	486.3	489.0	466.7	536.7	536.7	553.8	553.8
	人数	89	90	93	94	94	97	97
④訪問リハビリテーション	回数	240.1	246.4	264.6	259.5	259.5	259.5	259.5
	人数	21	22	24	24	24	24	24
⑤居宅療養管理指導	人数	30	48	66	79	84	92	97
⑥通所介護 （デイサービス）	回数	1,780	1,746	1,957	1,877.9	1,877.9	1,877.9	1,877.9
	人数	135	141	149	145	145	145	145
⑦通所リハビリテーション	回数	988.0	1,058.6	992.3	1,058.2	1,058.2	1,058.2	1,058.2
	人数	105	113	104	105	105	105	105
⑧短期入所生活介護 （ショートステイ）	日数	1,340.8	1,264.3	1,016.1	1,333.4	1,333.4	1,333.4	1,333.4
	人数	86	87	74	88	88	88	88
⑨短期入所療養介護 （ショートステイ）	日数	130.0	103.1	132.0	116.4	116.4	116.4	116.4
	人数	16	14	17	15	15	15	15
⑩福祉用具貸与	人数	264	281	300	290	290	290	290
⑪特定福祉用具購入	人数	5	3	3	4	4	4	4
⑫住宅改修	人数	3	2	2	3	3	3	3
⑬特定施設入居者生活介護	人数	5	5	2	4	4	5	5

※回（日）数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数。

2. 地域密着型サービス

サービス名	サービス内容
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。
②夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
③認知症対応型通所介護	デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等において、通所してきた認知症の要介護者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。
④小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心にして、要介護者の希望等に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
⑤認知症対応型 共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
⑥地域密着型特定施設 入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の有料老人ホーム等が、入居している要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
⑦地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
⑧看護小規模多機能型 居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、医療ニーズや高い中重度の要介護者の地域生活を支え、退院後の在宅サービスへのスムーズな移行や、家族介護者等の負担軽減を図る上で有効なサービスを行います。
⑨地域密着型通所介護	通所介護のうち、定員18人以下の小規模な事業所により提供されるものです。

＜実績値・推計値＞

		実績値（令和2年度は見込）			推計値			将来
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①定期巡回・随時 対応型訪問看護	人数	0	0	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型 通所介護	回数	21.8	26.2	32.0	41.3	41.3	41.3	41.3
	人数	1	1	2	2	2	2	2
④小規模多機能型 居宅介護	人数	3	4	3	4	4	4	4
⑤認知症対応型 共同生活介護	人数	17	17	15	17	17	17	17
	必要利用 定員総数	17	17	17	17	17	17	17
⑥地域密着型 特定施設入居者 生活介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
	必要利用 定員総数	0	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護	人数	29	29	44	58	58	58	58
	必要利用 定員総数	29	29	58	58	58	58	58
⑧看護小規模多機能型 居宅介護	人数	0	0	0	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	回数	1,993.2	1,783.3	1,693.9	1,926.8	1,926.8	1,926.8	1,926.8
	人数	161	142	132	145	145	145	145

※回数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数。

3. 施設サービス

サービス名	サービス内容
①介護老人福祉施設	常に介護が必要であり自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の人に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、健康管理上の援助を行います。
②介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリや看護・介護を必要としている人に対して、自立した生活を営めるよう機能訓練や日常生活の支援等を行います。
③介護医療院	介護医療院は、地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、現行の介護療養病床からの転換を検討します。
④介護療養型医療施設	病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという人が入所して、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーション等が受けられます。※2023（令和5）年度をもって他サービスへ移行

<実績値・推計値>

		実績値（令和2年度は見込）			推計値			将来
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①介護老人福祉施設	人数	88	91	89	90	94	94	94
②介護老人保健施設	人数	130	136	152	151	151	152	152
③介護医療院	人数	0	1	0	1	1	1	1
④介護療養型医療施設	人数	0	0	0	0	0	0	

※人数は1月あたりの利用者数。

4. 居宅介護支援

サービス名	サービス内容
①居宅介護支援	介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプランの作成や、様々な介護サービスの連絡・調整等を行います。

<実績値・推計値>

		実績値（令和2年度は見込）			推計値			将来
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
①居宅介護支援	人数	472	460	457	470	470	470	468

※人数は1月あたりの利用者数。

（3）介護給付適正化の推進

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとするサービスを見極め、事業者が適切に提供するように促進することです。これにより、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化によって介護保険制度への信頼を高め、介護保険制度の持続可能性を確保することを目的としています。

介護給付の適正化を図ることは、不適切な給付の削減と受給者に対する適切な介護サービスの提供を行うことにより、介護保険制度への信頼を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大の抑制につながることから、持続可能な介護保険制度の構築において必要不可欠となります。

本町では、介護給付適正化に向けて、以下の5つの事業を実施します。

【主な事業】

① 要介護認定の適正化

- 要介護認定の新規・変更・更新認定に係る認定調査の内容について書面による全件点検を行うことにより、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② ケアプラン（サービス計画）の点検

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について事業者に提出を求め、点検及び助言・指導・支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとしているサービスを確保するとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）及びケアプランの質の向上を図ります。

③ 住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与の調査

- 住宅改修申請時の書面点検及び改修前後の訪問調査を行い、受給者の状態にあった住宅改修が行われているかの確認を行います。また、福祉用具購入費支給申請時に書面による点検を行い、購入した福祉用具が受給者の身体の状況にあっているかの確認、福祉用具貸与における価格や軽度者の福祉用具利用・同一品目の複数利用等についての確認をすることで、福祉用具の適正な利用を図ります。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

- 国保連合会適正化システムより、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、提供されたサービスの整合性や算定回数・算定日数の点検を行い、事業者に対して照会し、請求等に誤り等があれば、過誤申し立てにより返還手続きの指導を行います。
- 国保連合会適正化システムにより、後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検することで、医療と介護の重複請求を排除し、適正な請求を図ります。

⑤ 介護給付費通知

- 受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況についての通知を行うことで、受給者が自ら受けているサービスについて改めて確認することで、適正な請求につながります。

【介護給付適正化事業に関する実績値・計画値】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化（件）	1,127	1,168	1,180	1,190	1,200	1,210
ケアプランの点検（件）	76	56	100	150	150	150
住宅改修等の点検（件）	45	41	42	43	44	45
縦覧点検、医療情報との突合（件）	4,967	4,773	4,486	4,500	4,500	4,500
介護給付費の通知（回）	2	2	2	2	2	2

(4) 低所得者への対応

社会保障の充実の1つである住民税非課税世帯の保険料軽減や、低所得者などが介護サービスを利用する際のサービス利用料についての様々な制度を活用し、低所得者への負担を軽減します。

【主な取り組み】

① 介護保険料の軽減・減免

- 介護保険料については、所得段階に応じた設定とし、低所得者の負担の軽減を図ります。また、予防事業の充実、給付費の適正化により介護給付費の抑制を図り、保険料の上昇の抑制につながります。
- 災害等による損害・被害や、世帯の生計を主として維持する人の離職、長期入院などによって収入が著しく減少し、一時的に介護保険料の支払いが困難になった場合には、申請に基づいた保険料の減免、徴収猶予を行います。

② 利用者負担の軽減

- 介護サービスを利用した際の1割から3割までの利用者負担額や、介護保険施設等を利用した際の食費・居住費等の利用料は利用者の負担となっていますが、低所得者においては、負担が困難な場合があるため、介護保険法上の制度である高額介護（介護予防）サービス費、高額医療・高額合算介護（介護予防）サービス費、特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給や社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度により、低所得者に対する負担の軽減を行います。

（5）介護・福祉人材の確保

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題となっています。国によると、団塊の世代全員が後期高齢者となる2025（令和7）年には、全国で約34万人の介護人材の不足が生じると推計されています。また、峡南保健福祉事務所において行われた「介護・福祉人材に関するアンケート調査」の結果からも深刻な介護人材不足がうかがえます。今後、高齢化率の上昇に伴い介護需要がさらに拡大することが想定されることから、介護人材のさらなる確保と質の向上に向けた継続的な取り組みを推進します。

【主な取り組み】

① 介護職員に関する情報交換・支援

- 介護人材の確保については、介護職員のスキルアップや働きやすい環境づくりのさらなる促進のため、町民や事業所に対し、国や県の取り組みに関する情報を提供します。
- 介護支援専門員連絡会、地域密着型事業所における運営推進会議や関係諸団体との関わりの中においても介護人材の確保、定着、育成につながるための情報交換や支援に取り組みます。
- 介護人材の新規採用は非常に困難であり、働く介護人材も高齢化してきている現状から、近隣町村・県等と連携しながら地域を支える介護人材の充実に向けて、対策を検討していきます。

② 介護現場の魅力発信

- 小・中学生に向けて、福祉教育や福祉講話、体験学習、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症や手話、介護等についての啓発を図ることで、次世代を担う小・中学生が将来の職業として考えるきっかけを作ります。
- 介護現場が、町内の中学校・高等学校が実施する職場体験等の実習の場の一つとなるよう、生徒の受け入れを支援します。【再掲】

(6) サービスの質の向上

介護保険サービスを利用する人及びその家族等が、安心してサービスを選択できるよう、相談対応等の支援を充実させるとともに、サービスの質の向上に向けた事業者への支援や指導を充実させ、介護サービスに携わる人材の育成と資質向上を図ります。

【主な取り組み】

① サービスの質の向上と事業者への支援

- 介護保険法に基づく実地指導のほか、講習等による集団指導を実施し、事業所の適正な運営とサービスの向上を図ります。
- 町民にとって身近かつ開かれたサービスであることが求められている地域密着型サービスを提供する事業者における運営推進会議に参加し、適切な会議の開催・運営について指導します。
- 多職種連携・地域ケア会議などを通じて地域全体のサービスの質の向上を図ります。
- 保険財政の健全化を図るために、保険料の適正な賦課と徴収に努めます。
- 国の示す方針に基づいて、申請様式や添付書類の見直し、手続きの簡素化を図り、業務の効率化を進めます。

② サービス利用者への適正な対応

- 介護サービスに対する利用者からの苦情に対して適切な対応を図るとともに、寄せられた苦情については、適切な状況把握と対応に努めます。

(7) 事業所における災害・感染症対策の推進

近年の地震・台風等の大規模災害の頻発や、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大等を受けて、町内で介護サービスを提供している事業所においても対応策を検討することが求められています。本町では、これらの対策を講じるため、日頃から介護事業所と連絡をとり、これらの脅威に備えた体制を整備するよう指導するとともに、必要となる支援を図っていきます。

【主な取り組み】

① 介護事業所における災害対策の推進

- 介護事業所に対して、日頃から防災体制を整備するよう働きかけ、災害発生時における、必要な物資・機材等の備蓄・調達・輸送体制の整備について啓発します。
- 介護事業所に対し、災害発生時における避難行動計画・避難確保計画を策定し、町に提出するよう要請します。
- 台風等発生時に注意喚起を行うとともに、様々な情報を提供します。

② 介護事業所における感染症対策の推進

- 介護事業所に対して、日頃からマスク・消毒液等の感染症対策に必要な物資を備蓄するよう啓発します。
- 介護事業所に対し、感染症発生時における対応策をまとめた計画を策定し、町に提出するよう要請します。
- 町独自で作成したチェックリストを配布し、必要時の状況把握を行います。
- 状況に応じて注意喚起を行うとともに、様々な情報を提供します。

第5章 介護保険事業の費用と負担

第1節 介護保険事業にかかる給付費の見込み

(1) 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス給付費の見込み（円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	3,708,000	3,711,000	3,711,000	3,711,000
③介護予防訪問リハビリテーション	2,436,000	2,437,000	2,437,000	2,437,000
④介護予防居宅療養管理指導	236,000	236,000	236,000	236,000
⑤介護予防通所リハビリテーション	10,247,000	10,253,000	10,253,000	10,253,000
⑥介護予防短期入所生活介護	1,052,000	1,053,000	1,053,000	1,053,000
⑦介護予防短期入所療養介護	320,000	320,000	320,000	320,000
⑧介護予防福祉用具貸与	2,922,000	2,922,000	2,922,000	2,922,000
⑨特定介護予防福祉用具購入費	538,000	538,000	538,000	538,000
⑩介護予防住宅改修	2,476,000	2,476,000	2,476,000	2,476,000
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	1,242,000	1,243,000	1,243,000	1,243,000
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	1,534,000	1,535,000	1,535,000	1,535,000
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,406,000	3,407,000	3,407,000	3,571,000
介護予防給付費計	30,117,000	30,131,000	30,131,000	30,295,000

(2) 介護サービス・地域密着型サービス給付費の見込み(円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	78,580,000	78,624,000	78,624,000	78,624,000
②訪問入浴介護	5,413,000	5,416,000	5,416,000	5,416,000
③訪問看護	45,782,000	45,807,000	47,271,000	47,271,000
④訪問リハビリテーション	9,382,000	9,387,000	9,387,000	9,387,000
⑤居宅療養管理指導	8,711,000	9,249,000	10,126,000	10,670,000
⑥通所介護	182,041,000	182,142,000	182,142,000	182,142,000
⑦通所リハビリテーション	105,093,000	105,151,000	105,151,000	105,151,000
⑧短期入所生活介護	132,126,000	132,200,000	132,200,000	132,200,000
⑨短期入所療養介護	13,603,000	13,611,000	13,611,000	13,611,000
⑩福祉用具貸与	42,207,000	42,207,000	42,207,000	42,118,000
⑪特定福祉用具販売	1,239,000	1,239,000	1,239,000	1,239,000
⑫住宅改修	3,033,000	3,033,000	3,033,000	3,033,000
⑬特定施設入居者生活介護	8,846,000	8,851,000	11,717,000	11,717,000
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	6,208,000	6,211,000	6,211,000	6,211,000
④小規模多機能型居宅介護	10,124,000	10,129,000	10,129,000	10,129,000
⑤認知症対応型共同生活介護	47,793,000	47,820,000	47,820,000	47,820,000
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	190,748,000	190,853,000	190,853,000	190,853,000
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	193,169,000	193,276,000	193,276,000	193,276,000
(3) 施設サービス				
①介護老人福祉施設	273,604,000	285,833,000	285,833,000	286,075,000
②介護老人保健施設	465,356,000	465,614,000	468,708,000	469,340,000
③介護医療院	4,725,000	4,728,000	4,728,000	4,728,000
④介護療養型医療施設	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	75,363,000	75,443,000	75,398,000	75,076,000
介護給付費計	1,903,146,000	1,916,824,000	1,925,080,000	1,926,087,000
総給付費 (介護予防給付費) + (介護給付費)	1,933,263,000	1,946,955,000	1,955,211,000	1,956,382,000

(3) 標準給付費の見込額 (円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費	1,933,263,000	1,946,955,000	1,955,211,000	1,956,382,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
特定入所者介護サービス費等給付額	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
特定入所者介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	44,505,123	44,257,684	44,257,684	44,257,684
高額介護サービス費等給付額	45,000,000	45,000,000	45,000,000	45,000,000
高額介護サービス費等の見直しに 伴う財政影響額	494,877	742,316	742,316	742,316
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,200,000	5,200,000	5,200,000	5,200,000
算定対象審査支払手数料	2,107,400	2,119,700	2,132,000	2,132,000
審査支払手数料支払件数(件)	25,700	25,850	26,000	26,000
標準給付見込額	2,080,075,523	2,093,532,384	2,101,800,684	2,102,971,684

(4) 地域支援事業費の見込額 (円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費	90,297,556	90,282,556	90,282,556	89,263,779
介護予防・日常生活支援総合事業費	45,094,556	45,094,556	45,094,556	46,251,498
包括的支援事業(地域包括支援セ ンターの運営)及び任意事業費	40,270,000	40,270,000	40,270,000	38,109,281
包括的支援事業費(社会保障充実分)	4,933,000	4,918,000	4,918,000	4,903,000

(5) サービス給付費の総額 (円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
サービス給付費総額 (標準給付費) + (地域支援事業費)	2,170,373,079	2,183,814,940	2,192,083,240	2,192,235,463

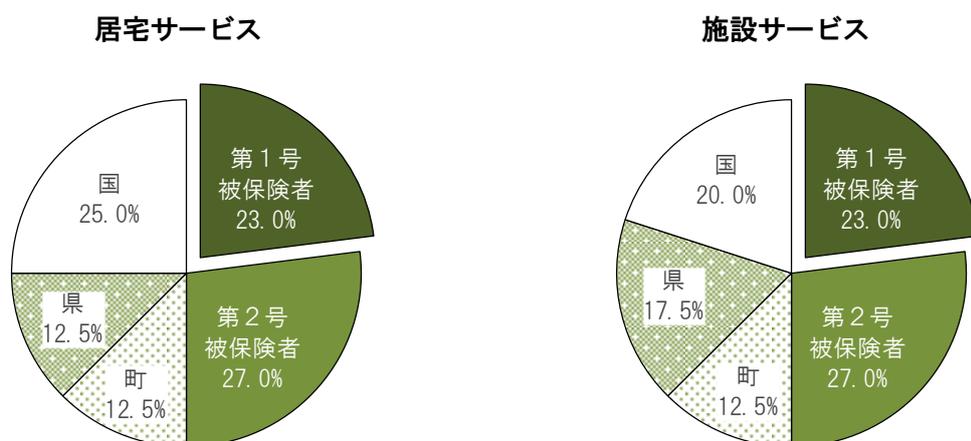
第2節 保険料額の見込み

(1) 第1号被保険者の保険料基準額

① 第8期介護給付費・地域支援事業費の財源構成

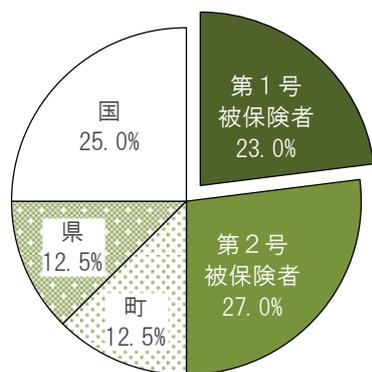
第8期の介護保険事業費の財源内訳における第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口構成比で設定され、以下のとおりとなります。

■介護給付費

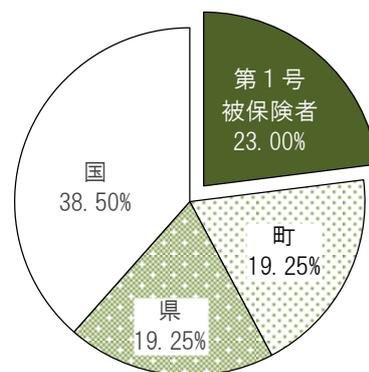


■地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



※国の負担分のうち、財政調整交付金として全国平均で5%が各市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付されます。交付割合が5%未満場合、その差分が第1号被保険者の負担増となり、5%を超える場合、その差分は第1号被保険者の負担減となります。

② 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本町の第8期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は6,546,271,259円になります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%）を乗じ、「調整交付金^{※1}相当額」、「調整交付金見込額」、「財政安定化基金^{※2}拠出見込額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取崩額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

	+		×	
標準給付費見込額 6,275,408,591円		地域支援事業費 270,862,668円		第1号被保険者負担割合 23.0%
+		-	+	
調整交付金相当額 ^{※1} 標準給付費額の5.0% 320,534,613円		調整交付金見込額 528,808,000円		財政安定化基金 ^{※2} 拠出見込額 0円
+		-	=	
財政安定化基金償還金 0円		準備基金取崩額 29,300,000円		保険料収納必要額 1,268,069,003円

- ※1 調整交付金の交付割合（%）の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合（%）が増減します。
- ※2 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

③ 所得段階別加入人数

第8期計画中の第1号被保険者保険料基準額を算定する際に必要となる所得段階別の加入者人数は、2020（令和2）年10月1日現在の被保険者数を基準に下表のとおり算定しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度
第1号被保険者数	5,844人	5,840人	5,776人	17,460人	5,689人
前期高齢者（65～74歳）	2,563人	2,536人	2,429人	7,528人	2,267人
後期高齢者（75～84歳）	1,977人	2,006人	2,055人	6,038人	2,128人
後期高齢者（85歳以上）	1,304人	1,298人	1,292人	3,894人	1,294人

	基準所得金額	所得段階別加入者数								基準額に対する割合	
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		R3～R5	R7
第1段階		992人	17.0%	992人	17.0%	981人	17.0%	966人	17.0%	0.50	0.50
第2段階		624人	10.7%	623人	10.7%	617人	10.7%	607人	10.7%	0.75	0.75
第3段階		523人	8.9%	523人	9.0%	517人	9.0%	509人	8.9%	0.75	0.75
第4段階		588人	10.1%	588人	10.1%	581人	10.1%	572人	10.1%	0.90	0.90
第5段階		936人	16.0%	935人	16.0%	925人	16.0%	911人	16.0%	1.00	1.00
第6段階		1,075人	18.4%	1,074人	18.4%	1,062人	18.4%	1,047人	18.4%	1.20	1.20
第7段階	120万円	690人	11.8%	690人	11.8%	682人	11.8%	672人	11.8%	1.30	1.30
第8段階	210万円	222人	3.8%	221人	3.8%	219人	3.8%	216人	3.8%	1.50	1.50
第9段階	320万円	194人	3.3%	194人	3.3%	192人	3.3%	189人	3.3%	1.70	1.70
計	-	5,844人	100.0%	5,840人	100.0%	5,776人	100.0%	5,689人	100.0%		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
所得段階別加入割合補正後被保険者数	5,671人	5,667人	5,605人	16,943人

算出された保険料収納必要額（1,268,069,003円）に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を99.0%と見込み、所得段階別割合補正後の数値を用いて保険料基準額を算出します。

第8期計画（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）においては、第7期計画（2018（平成30）年度～2020（令和2）年度）に引き続き、介護保険料基準月額が6,300円となります。

保険料収納必要額	÷	予定保険料収納率	÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間分）
1,268,069,003円		99.0%		16,943人
≡			⇒	
保険料基準 年額				保険料基準 月額
75,600円				6,300円

④ 第1号被保険者の保険料

本町における第1号被保険者の所得段階は9段階となっています。なお保険料とは別枠で公費を投入することで、所得段階の第1段階は負担割合を「0.50」から「0.30」へ、第2段階は「0.75」から「0.50」へ、第3段階は「0.75」から「0.70」へ負担の軽減を図っています。

所得段階	内 容	保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税者 本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.50 (0.30)	37,800円 (22,680円)	3,150円 (1,890円)
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.75 (0.50)	56,700円 (37,800円)	4,725円 (3,150円)
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	0.75 (0.70)	56,700円 (52,920円)	4,725円 (4,410円)
第4段階	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	68,040円	5,670円
第5段階 【基準額】	本人が住民税非課税だが、世帯の中に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.00 【基準額】	75,600円	6,300円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	1.20	90,720円	7,560円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	98,280円	8,190円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	113,400円	9,450円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上	1.70	128,520円	10,710円

第6章 計画の推進に向けて

第1節 自立支援・重度化防止等の取り組みに関する目標・指標

介護保険制度においては、高齢者が自立した日常生活を続けることができるよう支援することや、要支援・要介護状態とならないよう予防を図ること等を理念としていることから、重度化防止に向けた取り組みを推進していくことが重要です。高齢者の自立支援・重度化防止を効果的に推進していくため、本町にて展開する高齢者施策を集約し、以下の目標指標を設定します。

【高齢者の自立支援・重度化防止等の取り組みに関する目標指標（一部再掲）】

	実績値（令和2年度は見込）			計画値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議（自立支援型地域ケア会議・地域ケア推進会議を含む）開催回数（回）	21	22	23	25	25	25
ケアプラン点検数（件）	76	56	100	150	150	150
認知症予防事業参加者数（延べ人数）（人）	132	175	80	150	150	150
介護予防事業開催回数（回）	23	92	16	20	20	20
協議体開催回数（回）	5	7	4	5	7	9
ふれあい・いきいきサロン開設数（地区）	25	26	25	25	25	26
認知症サポーター人数（延べ人数）	2,763	2,834	2,904	2,960	3,000	3,040
リハビリテーション職派遣回数（回）（スポーツクラブ職員も含む）	35	51	4	47	52	57

第2節 本計画の推進体制

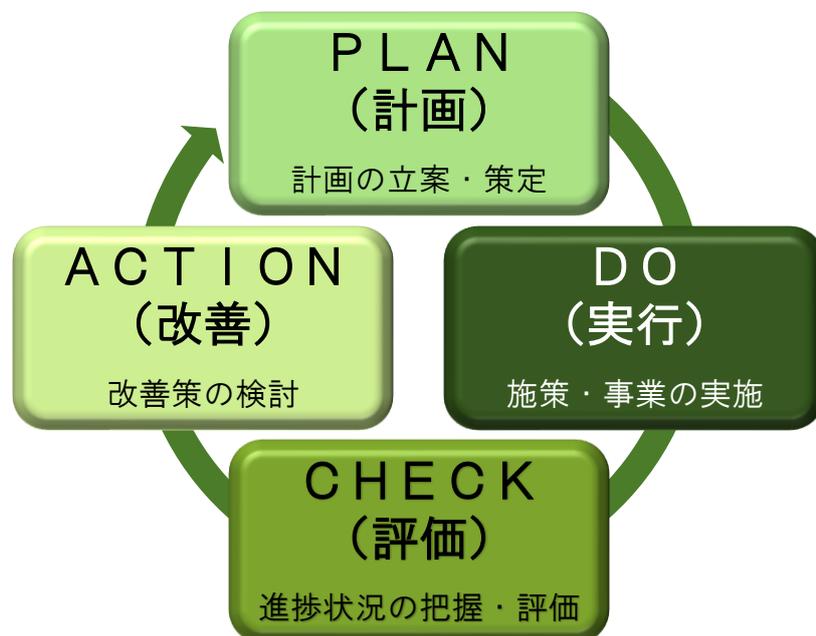
(1) 地域の関係団体との連携強化

多様な保健福祉サービス・介護サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するため、行政だけでなく、町民やサービス提供事業者、関係機関等との協働により推進することが重要となります。

庁内の関係課間の密な連携を図るだけでなく、地域活動の中心的存在である自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、老人クラブ、サービス提供事業者、医療機関等と連携を図って、効果的な施策の推進を図っていきます。

(2) 計画の推進体制

本計画は計画・実行・評価・改善からなるPDCAサイクルに沿って、計画の達成状況、各施策・事業の進捗状況について定期的に評価・検証することで、計画期間中の進捗状況の把握を図ります。また、関係課での協議や市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会等で計画の進捗について報告を行い、施策の見直し・改善につなげていきます。加えて、国、県等との連携を通して、法律や制度の改正等に対して柔軟に対応していきます。



(3) 計画の周知

本計画の効果的な推進においては、町民の理解・参画・協力が不可欠となることから、広報紙や町ホームページ等の様々な媒体を活用して計画の周知を図ります。

資料編

1 市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会等設置要綱

(設置の目的)

第1条 市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(以下「計画」という。)策定に伴い、高齢者が安心して生活できる地域づくり・まちづくりを進めるにあたり、市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会及び地域密着型サービス運営協議会(以下「委員会及び協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会及び協議会は、次に掲げる事項を協議し、町長に報告する。

- (1) 介護保険事業及び高齢者福祉事業の分析及び評価に関する事項
- (2) 計画策定に関する事項
- (3) 地域包括支援センターの設置等に関する事項
- (4) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (5) 前4号に定めるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会及び協議会の構成員は、別表に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、団体代表として委嘱された委員の任期は、委員が当該団体の代表として所属する期間とし、次期委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会及び協議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は会務を統理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会及び協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、第1回の会議は、町長が招集する。

- 2 委員会及び協議会は、委員の半数以上が出席し、その過半数で議事を決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会及び協議会は、議事に関し必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出及び意見を求めることができる。
- 4 委員は、あらかじめ、指名したものを代理出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会及び協議会の庶務は、福祉支援課において処理する。

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

2 市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画 策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

選任種別	職名	氏名	備考
議会関係	市川三郷町議会総務厚生常任委員長	笠井 雄一	
		丹澤 孝	
医療関係	西八代郡医師会長	※ 立川 博邦	委員長
	市川三郷町歯科医師	※ 安居 尚美	
	市川三郷病院長	久保寺 智	
法律関係	司法書士	※ 渡邊 正弘	
介護保険 サービス事業所 関係	在宅福祉施設 カーム三珠	米波 達哉	
	山梨県介護支援専門員協会峡南支部支部長	一瀬 淳	
	水の郷居宅介護支援事業所	※ 渡邊 道代	
	清珠荘デイサービスセンター	※ 川野 利幸	
	市川三郷町社会福祉協議会訪問介護事業所	※ 佐藤 千代美	
福祉関係	市川三郷町社会福祉協議会会長	※ 都築 憲彌	
	市川三郷町民生委員児童委員協議会会長	※ 有泉 みさを	副委員長
	日本赤十字社市川三郷町赤十字奉仕団副委員長	※ 塩澤 忍み子	
	峡南圏域相談支援センター次長	篠崎 秀仁	
保健関係	市川三郷町愛育会会長	青沼 親子	
	市川三郷町食生活改善推進員会会長	立川 亮子	
被保険者代表	介護保険第1号被保険者	※ 片山 由男	
	介護保険第1号被保険者	※ 渡邊 学	
	介護保険第2号被保険者	※ 一瀬 富枝	
行政関係	いきいき健康課長	望月 和仁	
	町民課長	武田 真一	

※印は町包括支援センター運営協議会委員を兼ねる

	職名	氏名	備考
事務局	福祉支援課 課長	渡邊まゆみ	
	福祉支援課 介護係 係長	鮫田かおり	
	福祉支援課 介護係 主幹	大竹維	
	福祉支援課 介護係 主任	長田勝輝	
	福祉支援課 包括支援係 係長	丸山久美子	
	福祉支援課 包括支援係 保健師	池谷有璃	

3 計画の策定経過

年 月 日	内 容	備 考
2020（令和2）年 1月9日～1月24日	町民アンケート調査の実施	
2020（令和2）年 7月29日	第1回介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画等策定委員会	○計画概要について ○アンケート調査結果について
2020（令和2）年 10月22日	第2回介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画等策定委員会	○現行計画の評価について ○骨子（案）の検討
2020（令和2）年 12月23日	第3回介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画等策定委員会	○計画素案について
2021（令和3）年 1月15日～1月29日	パブリックコメントの実施	
2021（令和3）年 2月15日	第4回介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画等策定委員会	○パブリックコメント結果について ○介護保険料について ○計画素案の承認

【策定委員会の様子】



4 語句説明

あ 行

アセスメント

介護の分野においては、介護サービス利用者（要介護者、要支援者等）の身体機能や状況を事前に把握・評価すること。

NPO（民間非営利組織）

利他主義の視点に立って提供された寄付金、会費等を主な財源にし、ボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的とすることなく、社会に対するサービスを提供する組織、団体のことで、日本においては特定非営利活動促進法によってNPO法人の設立が認められている。

オーラルフレイル

口腔機能の虚弱（口の機能の衰え）のことで、健康な状態と障害のある状態の中間的な口腔機能の状態を指す。具体的には、滑舌が悪くなる、食事の際に食べこぼす、むせる、噛めない食品が増えるといった口腔機能の低下が見られる。

か 行

介護医療院

介護療養型医療施設の転換施設として、2018(平成30)年4月に創設された介護保険施設。今後増加が予想される日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り介護やターミナルケアなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設である。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険の要介護（要支援）認定を受けた人などから相談を受け、適切なサービスを組み合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成したり、市町村、事業者、施設などとの連絡調整を行う。

介護福祉士

心身の障がいや日常生活に支障がある人に対する介護や、介護者に対する介護指導を、専門知識と技術を持って行う。福祉施設や医療機関に介護職員として勤務していたり、ホームヘルパーとして働いている。

介護保険施設

介護保険サービスの一つとして、要介護認定者が利用できる居住型の施設のことで、「特別養護老人ホーム（特養）」、「介護老人保健施設（老健）」、「介護療養型医療施設（療養病床）」の3つのタイプがある。入居対象は、65歳以上、または特定疾病により介護を必要とする40～64歳の要介護者である。

介護療養型医療施設（療養病床）

医療法に基づき、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設。当初、2012（平成24）年3月末で他の介護施設へ転換する方針であったが、2018（平成30）年3月末まで転換期限が延長された。ここで更に6年間延長され、2023（令和5）年度末までに順次、介護医療院等に移行していく。

基本チェックリスト

65歳以上の人を対象に介護予防のチェックのために実施し、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入してもらう質問表。新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、事業対象者該当の判定や利用すべきサービスの区分の振り分けのために実施する。

ケアプラン

介護保険サービスを利用するための利用計画書のことで、本人がどのような形の生活を望むのかを考え、それに対して必要な介護保険サービスの種類や頻度などに基づいて作成される。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法第20条の6に規定される老人福祉施設であり、その名の通り低額な料金で入所することのできる有料老人ホームで、ケアハウスは介護が必要になっても在宅で介護を受けることができる。

後期高齢者

高齢者（65歳以上）のうち、75歳以上の人のこと。

国土強靱化地域計画

国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づく計画であり、都道府県または市町村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

さ 行

作業療法士（OT）

心身に障がいのある人に対し、主に手先を使う作業療法を用いて日常生活を営むための訓練や生きがいづくりを行う。医療機関や福祉施設などで働いている。

歯科衛生士

厚生労働大臣の免許を受け、歯科医師の直接指導のもとに、歯及び口の中の病気の予防処置、歯科診療の補助、歯科に関する保健指導ならびに普及活動を行う。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、全国、都道府県、市区町村を単位に設置された、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体。各種の在宅福祉サービスも提供している。

社会福祉士

身体や精神上の障がい、環境上の理由などから日常生活に支障がある人や家族に対し、専門知識に基づいた助言や指導、援助を行う。福祉施設や在宅介護支援センターなどで働いているほか、ソーシャルワーカーとして病院に籍を置いていたり、ケースワーカーとして市町村などで勤務したりしている場合もある。

シルバー人材センター

定年退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、提供する公益法人で、会員は原則として60歳以上の健康な高齢者。無料の職業紹介、技術講習なども行う。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群。従来、成人病と呼ばれていた脳卒中、がん、心臓病などはその発症に生活習慣が深く関わっており、生活習慣を改善することによって、疾病の発症・進行が予防できることから、1996（平成8）年、厚生省の公衆衛生審議会でこの概念が導入された。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などで判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障がい者福祉サービスの利用契約などを成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

前期高齢者

高齢者（65歳以上）のうち、65歳以上75歳未満の人のこと。

た 行

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『わが事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

地域支援事業

元気な高齢者、認定を受けるには至らないものの虚弱な高齢者、要支援の認定者に至るまで、一貫した連続性のある介護予防を進めるために創設された事業。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みで、事業面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されていること。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となって、相談対応や介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行う介護予防の中核拠点。

地域密着型サービス

高齢者の要介護度が重くなっても、遠方の施設に入所するのではなく、できる限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるように新たに創設されたサービス。原則としてその市町村の被保険者のみが利用でき、事業者の指導、監督、指定等の権限が市町村にある。

特定福祉用具

入浴や排せつに用いる、貸与になじまない福祉用具のこと。介護保険サービスにおける特定福祉用具販売では、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者が特定福祉用具を販売する。

な 行

日常生活圏域

「住み慣れた地域においてサービス利用を可能とする」ことが前提となっており、地理的条件、社会条件、人口など様々な条件を考慮しながら市町村が定める区域。地域密着型サービスは、この圏域をもとに計画値を設定している。

日常生活自立支援事業

高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで判断能力に不安のある人の権利擁護を目的に、住み慣れた地域で自立した生活を送れるように福祉サービスや介護保険サービスの利用援助のほか、日常的な金銭管理等の援助を行う。

認知症

脳細胞が様々な原因で障がいを受け、その結果記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、日常生活に支障をきたす状態が6か月以上持続している状態を指す。

認知症カフェ

認知症当事者、家族や地域住民、専門職など利用者を限定せずに気軽に集えるカフェのこと。元々ヨーロッパで始まったもので、認知症とつながりのある人たちが、介護に関して自由に語らうことを促進するもの。

認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会のために、「共生」と「予防」を両輪とし、施策を推進するもの。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

は 行

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差をなくすなど物理的な障害を取り除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受け止められ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味でも用いられている。

避難行動要支援者支援制度

災害が発生したときや発生する恐れがあるとき、自力での避難が難しい高齢者や障がいのある人などを「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難を支援する関係機関（消防・警察・民生委員・自治会・自主防災組織等）に対して平常時からその情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導に役立てるもの。

フレイル

加齢とともに運動機能や認知機能等が低下し、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間段階。

ホームヘルパー

自宅で生活する高齢者などの家庭を訪問して、介護や家事援助を行う。サービスの実施主体である市町村や非営利団体、民間事業者などに所属している。

ま 行

民生委員

地域に存在しながら福祉全般の相談に気軽に応じるボランティア。地域住民の生活状態を常に把握して、関係施設と密に連絡を取り合う。推薦により3年任期で、厚生労働大臣からの委嘱を受けている。

や 行

有料老人ホーム

食事の提供、介護（入浴・排せつなど）の提供、洗濯・掃除等の家事の供与、健康管理のうち、いずれかのサービス（複数も可）を提供している施設。介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付の対象となっている。また、設置にあたっては、都道府県知事へ届出を行うこととされている民間施設で、サービス費用及び入居にかかるすべての費用が有料となる高齢者向け住宅である。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想・計画・設計）」という意味で、地域づくりやまちづくりなどを行っていく上で、常に「年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、すべての人に配慮されたデザイン」を基本的考え方として取り組んでいこうとするもの。

要介護認定

介護保険制度において介護サービスを受けるにあたり、要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うことであり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定される。

養護老人ホーム

環境上の理由または経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所させる施設。

ら 行

理学療法士（PT）

身体に障がいのある人に対して、医師の指示のもと、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）などを用いた機能回復訓練を行う。医療機関やリハビリ施設、福祉施設などで働いている。

ロコモティブシンドローム

運動器症候群のことで、体の動きを担う筋肉・骨・関節などの運動器に障害が起こり、立ったり歩いたりしづらくなった状態。

市川三郷町第8期介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

発行：令和3年3月

編集：市川三郷町 福祉支援課 介護係

〒409-3601 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

TEL：055-272-1106 / FAX：055-272-1198
